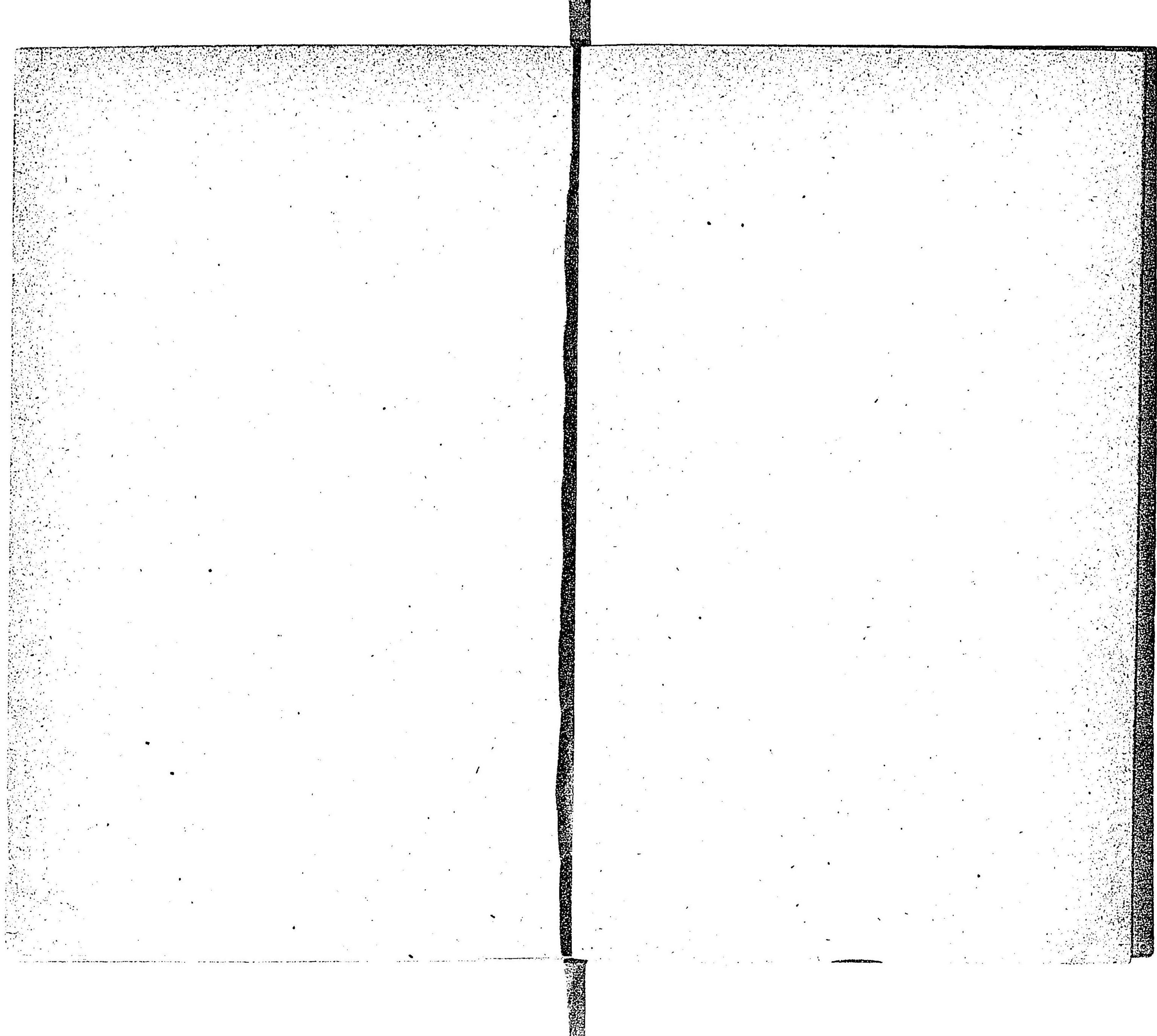
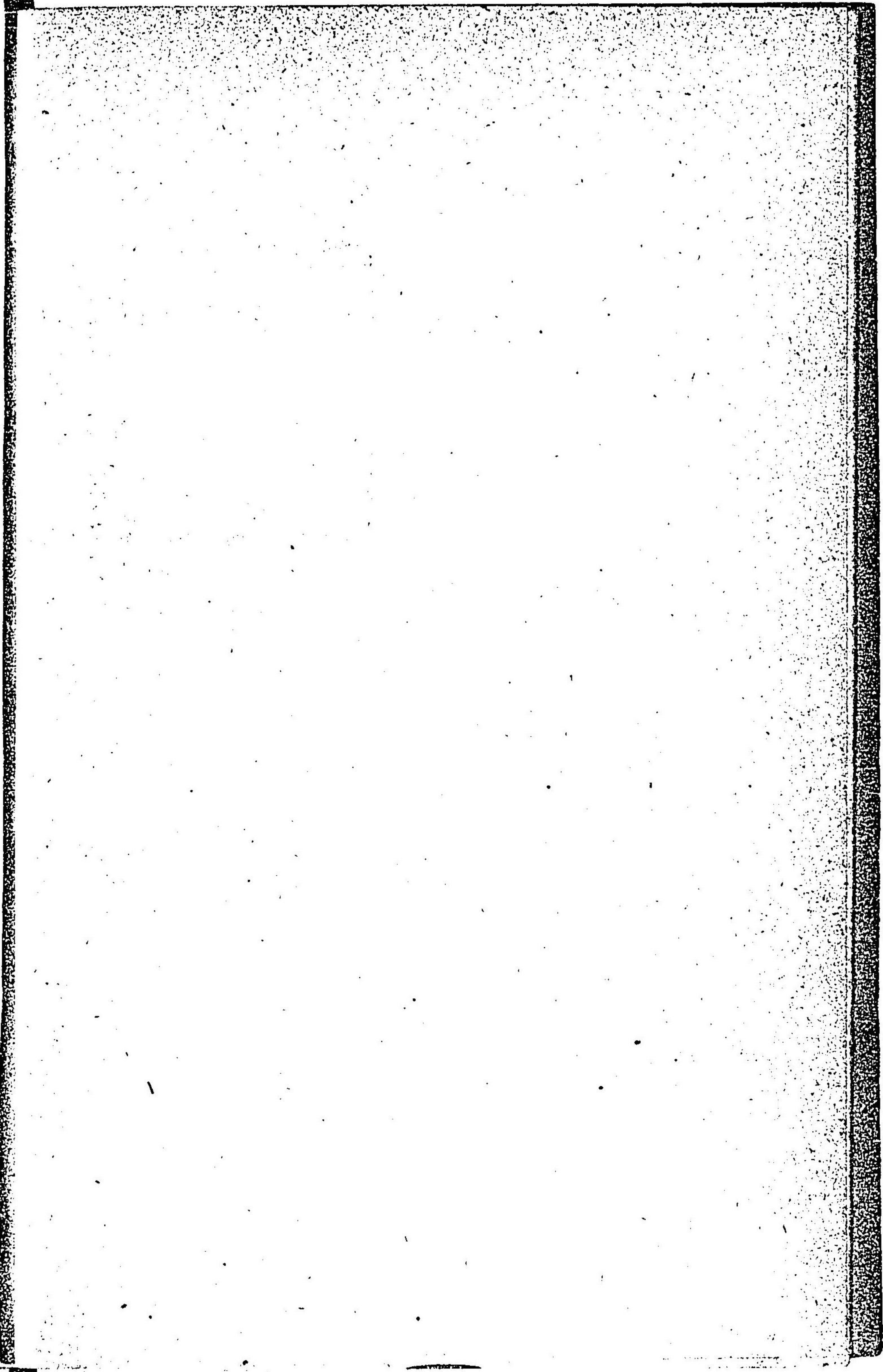
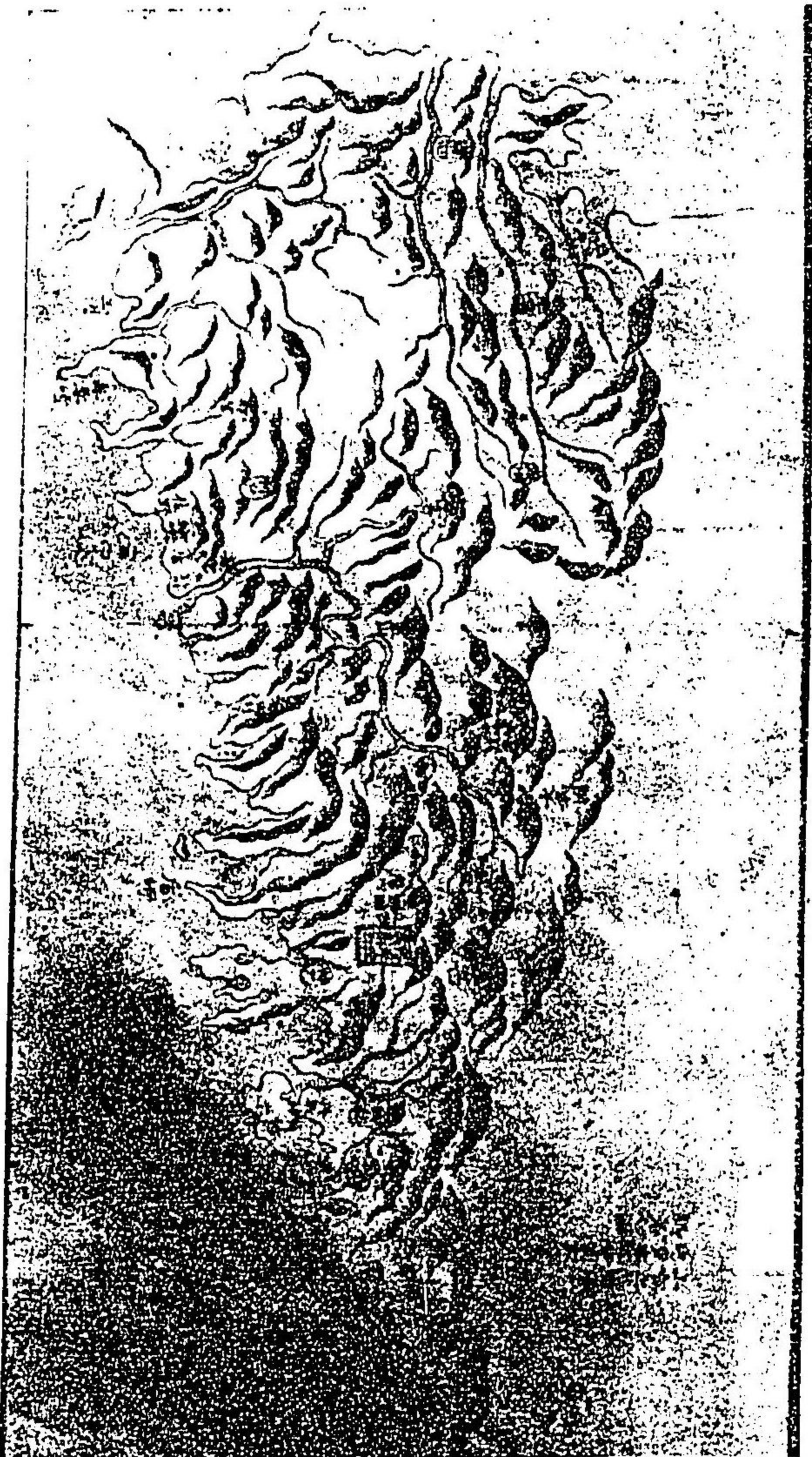


110

熊野通覽



圖全郡斐牟の世中國野熊の世上



自叙

世の熊野の事を談するもの、或はいふ熊野は名神の神留りまし、靈佛の跡垂れ
 給へる神境靈地なりと、或はいふ熊野は山水雄大、風景絶勝の國なりと、
 いふ熊野は名所舊蹟の多き地なりと、然り熊野には三山の大神鎮坐し、
 觀音安置さる、而してその山の大なるものは大臺山、大塔峰、大雲取峰、
 妙法山、法師峰、潮見嶺、笠塔峯等の如きありて、水の雄なるものは秋津
 川、岩田川、安宅川、古座川、太田川、那智川、熊野川、北山川等の如きあり
 若夫れ風景には北山峽、九里峽、古座峽、秋津峽の奇なる、潮崎の奔潮、楯崎
 の石壁、大島の南崖、那智の瀑布の雄なる、三輪崎の島嶼、姫川の橋杭、木本の
 鬼城、白良の白沙濱、那智の黒石濱、大島嶽、勝浦嶽、二木島嶽、九鬼嶽、須
 賀利嶽、錦嶽の又奇にして且壯なる、而して名所舊蹟には出立松原、牟婁津、
 牟婁江、白良濱、牟婁湯、秋津里、三栖山、八上坂、岩田川、石舟川、瀧尻、
 高原、岩神、和深山、塩崎浦、玉浦、牟婁崎、那智出湯、渚宮、那智山、那智
 瀧、雲取、佐野、三輪崎、秋津野、天石盾、熊野邑、御舟島、湯峯、七越峠、

自序

一



音無川、發心門、三越、有馬邑、花窟、楯崎、荒坂津、三木島、丹敷等、みな天下罕れに觀る所なり、然れども是れ謂ゆる十人十色の觀なり、倘予をして此風の觀をなさしめば、予は乃ち熊野は神代の古國、太古の神秘を封藏せらるる國歴代の史蹟の長へに葬むられたる地といはんとす、本書は紀伊通覽に續き、熊野の名勝舊蹟、名山大川、神境佛地等を記し、猶他の諸の古蹟遺蹟等の事を記述し、一面は夫の名勝舊蹟等を江湖に紹介し、一面は夫の長へに葬むられたる歴代の史蹟を開發して、以て當今の史家の參考に資し、且つその批評を請はんと欲するのみ、讀者幸にその意を諒せよ焉

熊野通覽目次

第一 總編

〔西牟婁及び東牟婁郡の編〕

秋津里、秋津野、秋津山	四頁	野中の清水	九
秋津川奇勝	五	岩神峠	一〇
岩倉山	六	發心門	同
人國山	同	熊野本宮	同
三栖山	同	熊野御幸	一一
岩田川	七	熊野川	一二
市瀬	同	岩田川	一三
龍松山城址	同	音無川	同
眞砂村	八	耳語橋	同
瀧尻五體王子祠	同	音無里	一四
高原	同	湯峰温泉	同
潮見峠	同	薩摩守忠度誕生地	同
安堵峰	九	竹原入道居館址	同
石市利川	同	雪瀑布	一五

目次

北山川勝景	一五	湖垢離濱	二六
熊野新宮	一六	牟婁津	二七
大雲取嶺	一七	牟婁江	同
那智山	一八	田邊及び田邊城址	同
椰樹	一九	田邊砲臺址	二九
如意輪堂	同	辨慶松・辨慶池	同
花山法皇庵室址	二〇	邦安殿御灰塚	三〇
文覺瀧	同	鬮雞神社	三一
那智大瀑布	同	藤巖神社	同
布引瀧	二二	磯間浦	同
妙法山	同	形見浦	三二
阿彌陀寺	二三	網不知	三三
藤綱壘址	同	白良濱	同
濱宮	同	瀬戸鉛山	同
補陀洛寺	二四	湯崎温泉	三九
芳養泊城址	同	湯崎温泉碑	四一
内羽位城址	二五	天皇御幸の遺蹟	同
出立松原	二六	火雨塚	同

瀬戸崎	四一	那智の出湯	四五
富田坂	同	錦浦	同
三舞森	四二	那智濱	四六
和深山	同	山成島	同
江住浦	同	佐野	同
湖御崎	同	三輪崎	四七
御崎神社	四三	廣津野	同
静窟	同	飛鳥神社	四八
越崎浦	同	御船島	同
橋杭岩	同	神倉神社	同
玉浦	四四	秦人徐福墓	同
一枚岩	四五	御濱及び熊野浦	四九
口熊野と奥熊野との地界	同	新宮城址	同
尾捨山	同	新宮古戰場	五〇
牟婁崎	同		

第三下編 (南牟婁及び北牟婁郡の編)

尊秀王。忠義王。並に尊雅王御遺蹟	五〇	花窟	六七
神武天皇御跋渉の徑路	六五	木本の鬼の岩屋	六九

目次

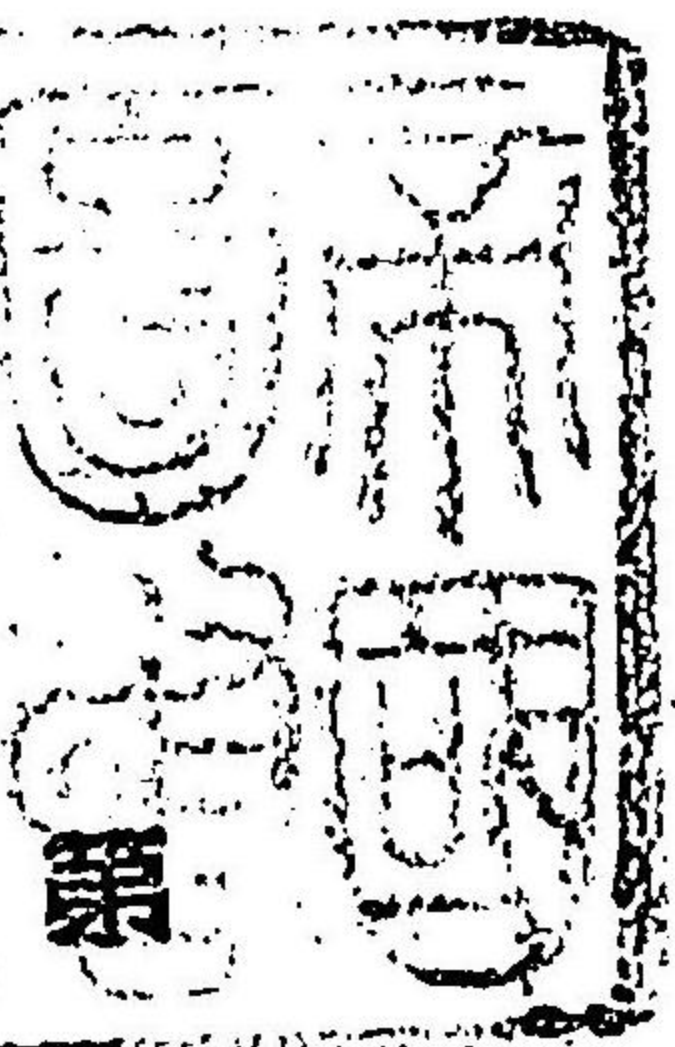
木本の豫備倉……………六九
 丹敷戸畔占領地の疆域……………同
 荒坂。荒坂津。丹敷海……………七〇
 楯ヶ崎……………七一
 室古神社……………同
 三木島……………同
 錦浦……………七二

目次終

熊野通覽

和歌山 養浩 居主人 著

第一編



熊野の名、早く神代傳に聞かれ、上古に聞わり、「日本書紀」神代紀の一書に曰く、「伊弉册尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡竿、歌舞而祭矣」と、又曰く、「其後少彥名命、行至熊野之御碕、遂適於常世卿矣」と、又同紀神武天皇の御紀には、「遂越狹野、到熊野神邑、且登天磐盾、云云、天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進至熊野荒坂津、又名丹敷浦因誅丹敷戸畔者、云云、時彼處有八人、號曰熊野高倉下、云云」とありて、而して「舊事記」國造本記には「熊野國造、志賀高穴穗朝成務天皇御世、饒速日命五世孫大阿斗足尼定賜國造」とあり、這は是れ以て當時熊野が一個の國たりしことを知るべきものなり、中古の初、孝徳天皇の御世謂ゆる大化改新の大詔の煥發さるゝあり、この時熊野國を廢して木國に合せ、その地に牟婁郡を置きたるも、地方の民人猶熊野と稱して、後世に至れるものは、蓋しその神代の故國たりしことを遺れざるに由る也。

そもく熊野は、日本本洲の最南端にありて、地は紀伊より連なりて伊勢に續き、上古は一個の國たり

しが、中古以後牟婁郡となりて、紀伊國の所管に入り、而して現代に至りては東西南北の四郡に分割され、和歌山及び三重の兩縣に分屬せるも、東西牟婁郡と和歌山縣の所管に而もその方域の廣大なるを紀伊の他の六郡に倍し海部、那賀、名草、伊都、日高、北は大和との國境より東に遶りて吉野山を包み、更に北して伊勢との國境に至り、夫より南の方太平洋を望む所まで、その袤平均十二三里許、東は熊野灘に對する所より、西は紀伊水道に面する所まで、その廣平均三十五里餘、概して陸地延長五十里、海岸延長亦五十里と稱したり、然るにその地四方の群山衆嶽、おの／＼高を競ひ峻を争ふが如くにして峙ち、その支峰分嶺、又遠く蔓嶽彌延し、而して諸川の水その間を奔流して、自から地形を幾段にか分劃するの狀あり、中んづく地方第一の大嶺大塔峰あり、北の方果無越大和との國境の邊より起りて、南の方潮御碕を望んで走り、その距離大約十里の間に横塞して、以てその地の體勢を東西に隔絶せり、是れその地方に口熊野、奥熊野の稱ありて、而して道路に中邊路、大邊路の兩線ある所以なり。

謂ゆる口熊野は、一に口牟婁、更に牟婁口郡とも呼び、現今の西牟婁郡三十一個町村の地大抵是れにして往昔の牟婁郡秋津より三前に至る、十八莊の地に當り、又大塔峰の東一圓を奥熊野と稱し、一に奥牟婁と呼び、更に牟婁奥郡といひ、現今の東牟婁郡二十八個町村、及び南牟婁郡の二十個町村、北牟婁郡の十二個町村の地大抵是れにして、往昔の牟婁郡色川より長島に至る、二十五莊の地に當れり、紀州藩の時太田莊、西南は佐本莊にして、東は那智莊なり即ち現今の東牟婁郡田原、下里、上太田、下太田諸村の地にかゝれる所をその境界と定め、下田原浦の長四十一町の大邊路街道に一里塚を築き、以て口熊野と奥熊野との地界を標示し、而して夫より以東、即ち奥熊野の方を新宮領と稱したりといふ、熊野の地勢既に此の如くなるが故に、道路の如きも一貫條通の大道あるとなく、山間と海邊との兩方に開きて、以て口奥交通の機關に

備へり、謂ゆる中邊路と大邊路との兩街道は是れなりとす。

北の方日高郡の堺より熊野路に入り、今の下芳養莊の下村より、海邊に沿ふて行きて、夫の大塔峰の南より東に出で、而して新宮に通すべき道路を大邊路といふ、又芳養より山間を分けて行きて、大塔峰の西より北に廻り、而して同じく新宮に達する道路を中邊路といふ、然るにこの道路の路線は、古來幾たびかの變更ありて、その沿革の跡頗る多きを認めらる、今先づ之れを上中古、近古、近世等の各時代に分ちて記せば、その上古の時代に開けたるものと推考さるべきは、高倉下命が熊野神邑にありし時より、大前編「紀伊」の總編にも記したるが如く、昔の芳養莊林村より、田邊莊の伊作田、秋津莊の下秋津、この間に伊作田あり萬呂莊の上萬呂、三栖莊の下三栖、岩田郷の岡、岩田、この間に岡の市瀬、この間に岩田あり結川、栗栖川莊の北郡、武住、皆地等の諸村を経て本宮に詣り、夫より熊野川の西岸に沿ひ、乾より巽の方に向ふて近露、野中、四村莊の大瀬、この間の嶺を三日森といふ、その以四は今の西牟婁郡にして、以武住、皆地等の諸村を経て本宮に詣り、夫より熊野川の西岸に沿ひ、乾より巽の方に向ふて四村莊の請川、昔は笠川、三村郷の日足、田長、淺里莊の相賀を経て、新宮に詣る路次を是れなりとす。

中古諸上皇の熊野御幸事始まりてより、この道路は口熊野に於て少しく、奥熊野に於て大ひに變更されたり、即ちその芳養の林より田邊の伊作田、秋津の下秋津を経て萬呂の上萬呂に通せしものは、芳養の下より田邊の西谷、萬呂の下萬呂、中萬呂を経て上萬呂に、又栗栖川の高原より四番の大内川を経て近露に通せしものは、高原より直ちに近露に、又近露より野中、四村の大瀬、武住、皆地等を経て本宮に詣りしものは、野中より岩神峠を踰ね道湯川を經、次に三越峠を踰ね三里の三越、伏拜を経て本村宮に詣り、而して又本宮より請川を經、熊野川の西岸に沿ふて新宮に詣りしものは、請川より小口川の西、東を經、大雲取坂を踰ね那智山に詣り、夫より那智の市野々、井關、川關を經、濱宮に下りて大邊路の線路

に會し、而して狗子川、宇久井、佐野、三輪崎を経て新宮に詣るべく變更されたるなり、當時是れを熊野御幸道と稱したり。

惣て近古より近世までの間に、この道路に變更ありしは、西谷より田邊城下今の田邊町也を経て萬呂に通ずる路線と、三栖より馬我野を經、潮見峠を踰り高原に通ずる路線となりしが、現代に至りて亦又變更ありたり、即ち近世に於て野中より岩神、三越を踰りし道路は、野中今は近野村の大字なりより武住是も今は四村の大字なり、檜葉四村の大字、請川、那智を経て濱宮に至り、而して大邊路の路線に會すべく變更され、而して本宮へは檜葉より湯峰を經て詣るべき道路開かれ、是れを湯峰往來といひ、又請川より本宮に詣る道路を、十津川往來といふといへり、熊野路に於ける古今道路の沿革、概略此の如し、この書を繕くもの能く之れを看て、而してその記述する所を讀まば、庶幾は其れ地理を誤まらざらん乎。

第二編 (西牟婁及び東牟婁郡の編)

○秋津里。秋津野。秋津山 秋津里、秋津野は口熊野にて、中古熊野御幸道の通せし昔の秋津莊一圓の總稱にして、今の西牟婁郡の秋津川、上秋津、下秋津三个村の地に當り、秋津山はその邊の山をいふなり、附けていふ、秋津野といふ所、奥熊野の佐野にも亦あり、而して古歌あり、今左に并せ記す。

夫木抄 みな月のころとも見ねぬ草葉かな秋津の里の道の露けさ
見わたせば切目の山も霞みつゝ秋津の里は春めきにけり
時はいま稻葉もそよとふく風にいろつき染ぬ秋津野の芝
法印定圓 梯本人磨

草庵集 栲のこる枯葉も霜に埋もれて名のみ秋津の小野の淺茅生 頓阿法師
千首 暮てゆく秋津の小野の淺ちふも今宵の露の置やわかれん 宋雅
草根集 淋しさはいつも秋津の小野の露此ころ草にかはる色かな 正徹

見渡せば木々の木の葉も散はて、秋津の山は名のみ也 春宮亮藤原範光

○秋津川奇勝 秋津川の名はその水源秋津川村の山中に發し水源は二、その東なるは秋津川村小字竹敷より發し、西なるは同村小字谷の川より出て小字下より西南に向つて流れて田邊の海に入る也 昔の秋津莊中を貫き流るゝに因て生せしなり、然らばその奇勝は、「續風土記」記していふ、

秋津川村の小名下と、上秋津村と接する所、兩岸峽をなすもの其間一里餘にして、秋津川其間を流る、山川の奇勝殆ど名狀すべからず、此地龍神山は西にあり、鷹尾山は東にあり、蟻巖嶮峻として東西に相互り、四山此に來りて相迫り、對峙して峽をなす、奇巖怪味突怒奮揚して、崖溪に至りて犬牙錯出するもの、互に相避るが如し、一條の藍流其間に注ぎ、宛轉紆餘として、吼ゆること雷の如し、其東側に一線の細徑巖腰に傍ひて轉回百折、斷へんとして縋かに通ず、かくの如きもの一里餘、其中間橋あり、線路四側に轉ず其形狀能書手の描きなすが如し、是れを高橋といふ、瀑布あり懸ること二丈許り、總て此の如き絶勝、近境其比を見ず、山容石質亦他山と絶て異なり、これ亦一奇なり、峽中絶崖を産す、常に群猿百餘出て遊ぶ、土人いふ鷹尾山より來る群猿は、皆風色なり、龍神山より來る群猿は、皆黒毛なりとぞ

と、此の如き奇勝の地、近代の雅人之れを奇絶峽と稱し、熊野の二名勝として褒揚措かず、仁井田長群の謂ゆる秋津峽なるものは是れなり、近時津田香巖の奇絶峽と題する一律あり、曰く

絶壁裁雲如畫屏。秋津橋畔聚奇形。龍蟠虎踞巖皆活。琴韻珂鳴水自靈。羅徑猿群林菓熟。洞門人去澗花馨。行蹤從此通何處。百里名山一樣青

○岩倉山 下秋津村にあり、山上より秋津里を隔ちて田邊灣を眺望する風景頗る佳なり、寺あり
寶滿といふ、近郷の士女奚糞行厨を携わ、遊山に来るもの多しといふ。

○人國山 岩倉の小野ゆ秋津に立渡る雲にしも在や時をしも待たん
見れど飽かぬ人國山の木葉をし我心からなつかしみ念ふ
同 常ならぬ人國山の秋津野のかきつはたをし夢にみしかも

○三栖山。八上坂 三栖山は今の三栖村大字下三栖の山にして、「御幸記」に記すみすの山王子
祠のありし所、八上坂は夫より岩田村に踰ゆる時にして、麓の路傍に、是れも「御幸記」に記すヤガミ
王子祠のありし所なるが、その境内に曾て名木の櫻あり、八上の櫻と呼びたりしが、西行法師のよみ歌
ありしより、又西行櫻とも呼び、その枯れたるを植つぎつ、今に至れりといふ、「熊野雜誌」にいふ、
八上坂者、距田邊二里許、其村曰岡、係古之熊野上道、所謂西行法師會賞櫻花之地、民到于今
植櫻樹數株、以表其跡と。

山家集 待きつる八上の櫻さきにけりあらくおろすな三栖の山風
西行法師
八上坂 廣瀬旭莊
奇暖惱人連日晴。松陰却愛午風清。青青滿地無枯草。十月中旬袒揚行。
目良純齋
八上櫻 水温香魚上淺沙。春光燦爛雨如麻。長嘆二十年前夢。背對嵐山見此花。

○岩田川 水源は大和の十津川界なる安塔峰より發し、昔の栗栖川、岩田、富田三个莊の間、十
八里を流れて海に入る、その上流を栗栖川といひ、下流を富田川といふ、岩田川は即ちその中間の流な
るが、岩田よりこの川を渡り、市瀬を経て高原の方へ通ずるは熊野古道なり、按ずるに岩田といふ名の
川、本宮にも亦あり、而しておのゝ歌詠あり、今左に并せ記す。

續拾遺 岩田川わたる心のふかけれは神もあはれと思はさらめや 花山上皇
玉葉 松か根の岩田のさしの夕涼み君かあれなとおもほゆる哉 西行法師
續千載 五月雨はゆくさきふかし岩田川渡る瀬ことに水増りけり 前大納言爲家
同 思ひやる袖も濡れけり岩田川渡り馴れにし瀬々のしら浪 權大僧都公順
新千載 おのつから神もしる覽岩田川いはねと深く頼むころを 權僧正良瑜
夫木抄 岩田川谷の雲間にむら消れてとむる駒の聲もほのかに 後鳥羽上皇
同 渡る瀬も春はせかれて岩田川花こそたゝめ浪のしからみ 知徳門院
拾遺草 そのし秋をくれぬと誰か岩田川また波こゆる冬の夜の月 權中大納言定家

○市瀬 岩田より岩田川を渡りて此所に至る、「御幸記」に、「稻葉根王子、次入盡養宿所、馬自此
所停被置、自是步指渡石田川、先參一瀬王子候」とありて、即ち一瀬王子祠の所在地なり。

○龍松山城址 市瀬村の北八町許りにして、登り三町許りの高所にあり、本丸の址は東西四十四
間、南北二十八間、堀址の長さ二町四十間、幅五間、南北に井戸あり、城は一に市瀬城といひ、山本氏
の本據たりしといふ、「南紀古士傳」及び湯川氏の傳に據るに、山本氏は清和源氏矢田判官代義清の後裔
にして紀州に住せり、南北朝の時に山本判官忠繼なるものありて楠正行に屬し、忠戦の功あり、その後

恩地、牲川、貴志の諸族、田邊別當、湯淺定佛等と四條中納言隆俊に屬し、那賀郡の龍門山に據りて京兵と戦へり、忠繼より數世の孫を山本主膳といひ、天正中湯川氏に屬して豊臣太閤に抗敵せしが、既にして湯川直春と共に、大和大納言秀長の爲めに郡山に誘殺されて、その家滅びぬ。

□真砂村 市瀬より高原に至るまでの間の御幸道の路次に當りて、熊野八莊司の一人真砂莊司の居村なり。

□瀧尻五體王子祠 真砂の巽の芝より十二町、栗栖川の東にあり、その東は即ち高原なり、「御幸記」に、「昇_ニ崔嵬峻山、入_ニ瀧尻宿所、河灘韻忙巖石之中也、入_レ夜給_レ題、即詠_レ之持參、如_レ例披講之間、參入讀上、退出參_ニ此王子、歸_ニ宿所_一と、この時定家卿のよめる歌は、賜題河邊落葉にて

そめし秋をくれぬと誰かいはた川また浪こゆる山姫の袖
又旅宿冬月にて、
瀧川のひくさはいそく旅の庵をしつかにすくる冬の月影

といふ二首なり、按ずるに前題の歌の下句、「拾遺愚草」には、「また波こゆる冬の夜の月」と出されたり。前の岩田川の條下の歌參看すべし。

□高原 瀧尻より近く東にあり、是れより近處へは十丈嶺、十丈坂を踰て、二里十町といふ所なり。

後鳥羽院熊野御幸時、瀧尻御會題 峰月照松

高原や岑よりいつる月影は千とせの松をてらすなりけり 因幡守通方

□潮見峠 栗栖川、岩田、三栖、岩津等諸村の堺にありて、その登高二里ばかり、周廻十里餘といふ

ふ山峰の巽の方に、長野村大字馬我野より、二川村大字高原熊野古道なりに通ずる山道あり、是れを潮見峠といひ、後世の謂ゆる中邊路にして、現今の熊野街道なり、その西の方に槇山あり、捨木坂ありて、その險隘なると、一夫關に當れば萬夫も過ぐると能はずといふの概あり、天正十三年豊公南征の時、湯川直春、山本主膳の兵この嶮に據りて、蜂須賀、藤堂、仙石等の率ゆる三千餘の軍兵を、田邊まで撃退したる古戰場なりといふ。

□安堵峰 高原より街道を良に外れ、二川村の大字兵生の北に當る高峰にして、麓より登り七十町樹木鬱茂して徑路なく、樹間を攀ちて縦かに登るべしといふ、この山良は大和の十津川に接し、頂上より十八町下りて乾は、日高郡の山地に續けり、元弘の乱に大塔宮、切目にて五體王子の夢の告げを得給ひ、熊野の方を避けて大和の十津川に赴き給ふ時、熊野の凶徒が道を遮らんとを恐れ給ひしに、この峰を越ゆれば初めて十津川の地なるにぞ、峰に登りて安堵せし由をのたまへるに因り、爾來安堵峰と呼べるなりとぞ、そもく熊野の地形なる、その勢是れより盤折して東に連なり、山峰の逶迤たるものを大和の境界とす、即ちその南は牟婁郡にして、北は大和の十津川北山等の地とするなり。

□石布利川 古道の真砂より東にあり、栗栖川岩田川の上流の中間を流る、是れを川の名とす、地名は今石舟と書す、大内川又古道なりはその東にあり。

三熊野の石振川のはやきより願を見つのおしろなりけり 平 忠 盛

□野中の清水 大内川より良の方古道の近處に至れば、清冽なる泉の湧出する所あり、是れを野中の清水といふ、又その路傍に秀衡櫻といふ櫻あり、その幹を脊にして一基の碑石建てり。

歌林真材 いにしへの野中の清水ぬるけれど本の心をしる人そくむ

續千載

忘るなよ程は雲井にへだつとも馴れて久しき御熊野の月

白河上皇

註にいふ上皇熊野山中の人の好んで優の實を喰ふを聞はされて因てこの御製ありしと申す
註にいふ、上皇熊野御幸御前日、この御製を神前に捧げ給ひけるに、神託に「しはくも如何で忘れん君を守る心懸らめ三熊野の月」と懸く返しありければ上皇重れて左の御製ありしと申す

同

有漏よりも無漏に入る道なれば是ぞ佛のみもと也べき

夫木集

御熊野の山路に名のる時鳥神もはつ音やうれしかるらん

後鳥羽上皇

同

いさこゝに我世を経なん三熊野の山の櫻は咲そめにけり

同

さみたれをぬさに手向て三熊野の山時鳥なきよむなり

鎌倉右大臣

熊野坐神社、崇神天皇五十六年所奉祀、歷朝崇尊甚重、社枕巴淵、而對七越嶺、遙與新宮那智鼎立、號曰三山、此稱本宮者、以其鎮坐最先也、距此一里曰湯峰、以溫泉得名焉

紫嵐搖曳翠微間。十二祠 天日閑。千歲稜威開聖運。四時雨露遍人寰。神龍自甃無音水。寄獸長栖太古山。知是靈泉爭赴壑。一條白氣抹孱顏

熊野川

水源は大和の十津川より來りて、本宮の前を流れ、その南にて岩田川、音無川の二水落合ふ、即ち其所を巴ヶ淵といひ、又その中島をなせる所を三津川、三津原といふ、是れ上古來熊野本宮の神域たりしなり、本宮は先年水患を被りて他に移徙せりさて熊野川は巴ヶ淵より東流し、九重村大字宮井の地にて北山川を合せ、更に巽の方に向つて流れ、新宮に至つて海口に入るなり。

新宮にまうつて熊野川にて

新古今

熊野川くたすはや瀬の水馴棹さすみなれぬ波の通ひ路

木上天皇御製

續古今

熊野川瀬きりに渡す杉舟のへなみに袖のぬれにけるかな

後嵯峨上皇

岩田川

熊野へまゐらせ給ひける時岩田川にてよませ給ひける

續拾遺

岩田川わたる心のふかければ神もあはと思はさらめや

花山上皇

續千載

思ひやる袖も濡れけり岩田川渡り馳れにし瀬々のしら浪

同

音無川

是れも亦同じ本宮の神境地にあり、又音無の瀑希ありて、その上の山を雄山といふ。如何にしていかに寄らん雄山の上よりおつる音なしの瀧 都人さかぬはなきを音無の瀧とはたれか名つけ初めけん 卵の花を音なし川の浪と見てねたくも折て過にけるかな 音なしに咲そめにける梅の花匂はざりせばいかで知まじ

伊勢の某

因にいふ、俗間の歌曲に紀伊の國といふがありて、「音無川の水上にたたせ給ふはせんぎよく山、船玉十二社大明神云云」と歌へり、這は音無川が岩田川と、熊野川に會流する上位にありし本宮の本社に、船を造ると教わ給ひし素盞鳴尊を祀り、而してその攝社に海神の底津綿津見命、中津綿津見命、上津綿津見命を祀れるより、之れを海上安穩、船内息災の守護神と崇め、且つ本宮を十二所權現と稱せしより彼此れを湊合趣向して、恙る俗曲を作れるならんとのこと。

耳語橋

前の條に記す音無川に架せし橋なり。

音無里

くまのなる音なし川にわたさばや耳語の橋しのびくに
音無川沿岸の開けたる所にして、舊と本宮の社殿のありし地なり。
よみ人不知
おとなしの里の秋風小夜ふけて夜さむに人や衣うつらん

能因法師

湯峰温泉

本宮より阪路二十五町の地にあり、浴槽を三个所に設け、その西なるは男湯、中なるは女湯、東なるは留湯といひ、之れを總稱して薬師方便の湯といへりといふ、湯峯の入口に曾てより一大碑石立ちて、その面に六字名號一遍法、十界依正一遍体、萬行離念一遍證、人中上妙好花といふ七言四句を刻みたるが、句は時宗の開祖相州の藤澤山遊行寺一遍上人が、熊野權現より授かれる所也といふ、又或る説に一遍上人この地にて一個の癩患者に逢ふて、その業病に罹れるを憐み、伴ふてこの温泉に浴さしめしかば、その病日ならずして平癒す、初めその憩ひし所の地を兒塚と名づく、俗間に小栗判官の事を傳ふるは、即ちこの事を附會して作れるものなりと。
小栗判官に關する事の實傳は前編「肥後」伊通寛一の總論一六頁に記載し置きり

熊野路や雪の中にも涌かへる湯のみねかすむ冬のやま風

俊頼朝臣

薩摩守忠度誕生地

本宮の東、熊野川と北山川とが落合ふて三稜角形をなせる所の北、九重村大字宮井の産土神八宮幡の社地を是れなりとすとの傳説にて、その標碑建てりといふ。

竹原入道居館址

竹原入道とはその名「太平記」に見はれ、姪なる戸野兵衛と同心協力、一意大に塔宮を庇護し奉りたる竹原八郎入道が事にして、而してその居館は「續風土記」に、北山川の上流の西岸、北山村大字竹原の山の根方であり、今は畑地となると記せるが、爰に前田大佐唯は大和の十津川の人にして、その談に據れば、竹原八郎入道の居館が紀州にありしといふは疑問なり、そも竹原八郎は十津川郷大塔村字坂本の人にして、その子孫は連綿として同地にあり、現にわが親戚の家たり

先年八郎入道が村上義光等と贈位の御沙汰を觀むりたる節も、その贈位記を拜受せしは此家也云云、是れに由て之れを觀れば、「續風土記」に記す所は、何等の誤を傳へしものといはざるべからず。

雪瀑布

本宮より新宮に詣る街道、熊野川の西岸に沿へる三津村大字田長にあり、南龍公曾て觀賞の七絶あり、左に録す。

重疊千里萬水圍。雨餘秋色有光輝。一條瀑布落岩畔。亂沫隨風作雪飛

北山川勝景

北山川は水源を紀和勢三國の境の大壘山に發し、大和北山莊の諸村を経て紀伊に入り、北山村大字七色より坤に向つて流れ、九重村大字宮井の南にて熊野川に落合ひ、夫より新宮に至つて海に注ぐ、七色より海口までその流十九里なりといふ、謂ゆる勝景は玉置口村の北、流域八町の間であり、土人は曾てより之れを八町の泥といひ、その上流下流とも激湍奔注、眼を眩するばかりなるに此所のみはその水悠悠緩緩として、恰も湖の如く又池に似たるは既に奇なり、若夫れ兩岸相迫りてその間井間許の所、峭巖石壁左右對峙して、互ひに勢を争ひ、石壁の上老樹密茂し、その下水色藍の如く、深さ測るべからず、怪巖往往その中に特起して嶋嶼をなし、すべり岩、屏風岩、齋嶋、耳嶋、佛嶋、大黒嶋、釜嶋、筋嶋、部屋石等の名稱ある、その景狀一言にして盡すべきにあらざるも、要は石壁を主とすべしといふ、春時杜鵑花石壁の間に花を鏤め、兩岸に錦慢を張るが如く、他又その類を見ず、實に熊野中第一の勝景なり、近年倉田袖岡翁この境に遊び、一葉を深潭に泛べ、その水靜かにして而して激徹、宛然碧盤上に坐するが如くなるを觀て、舊の濁音の泥字を新たに清音の瀟字に改め、而してその勝景を文章に寫して、以て江湖に紹介せしより、觀賞の客漸く多きを加へ、騷人遊士の風詠篇什亦少なしとせざるも、今左の七律一首を載す。

王井峽。北山川出於大臺山、而西南入熊野川之處爲川合村、未至川合三里有玉井峽、兩岸峭壁屈曲凡八町、深潭湛碧、殆如不流、峽之上流爲田戸村、隸大和下流爲玉井村、隸紀伊

津田香巖

天開一碧兩岸崇。舟楫如行遼洞中。春靜長林樵唱響。雨晴幽寂鹿蹤通。薜苔泉滴巖添綠。躑躅花然水蘸紅。欲訪神仙來往處。深潭雲隱畫冥濛。

香巖の此詩、謂ゆる瀨八町の奇勝を寫せるものあり、その下に九里溪といふ所あり、その景勝八町瀨と並び稱せらる、而して亦香巖の詩あり、左に録す。

九里溪。大和十津川入紀爲熊野川、從本宮至海口、水程凡九里、其間危峯深壑、怪石飛瀑、層層現出、不可名狀也

津田香巖

滿溪殘霧乍陰晴。風聲洶波一棹輕。洞口已無仙客跡。雲中只有老猿聲。兩崖林樾白搖動

熊野新宮

熊野川の裔、今の新宮町の乾にあり、本宮より最古の熊野街道、即ち後世の菩提路よりすれば請川、日足、田長、相賀を経て詣り、又夫の巴ヶ淵より船に棹して下るを得べし、中古の熊野御幸道よりすれば本宮より請川、小口、那智、市野々、井關、濱宮、鶴嶺、佐野、三輪崎を経て詣るべし、祭神は本宮と同じく素盞鳴尊、熊野櫛樟日命、速玉之男命の三柱の大神なり、「延喜式」および「本國神名帳」に熊野速玉神社とあるは是れにして、その創建は景行天皇の五十八年とす、「古今最代圖」十八年熊野新宮と見ゆ。然るに中世以後、是れも亦僧徒の手に依て兩部習合の祭をなし、十二所權現と稱するに至れるとは總て本宮に異ならず、因にいふ、本宮家社の舊記に、「新宮者、景行天皇五十七丁卯歲、以勅勅」

請本宮三神、及天神地祇十二代神靈於御氣山、依爲新地奉號新宮云云」とありと、「三十三所名所圖會」に載せたるが、その干支の乙卯は、天皇の三十二年にして五十七年にあらず、又之れを己卯の誤寫として見るも、その年は天皇の五十六年なれば、みな年代違へりとす、而已ならずその本宮の三神に天神地祇十二代の神靈を合せて勸請すとせる點は、恐らく中世以後の僧徒等が作爲せるものならん乎とも思はれて、かたゞ信を取り難きものとす。

定家卿の「御幸記」に記す新宮御會、和歌御題は庭上冬菊、海邊冬月にしてその所詠は、
霜おかの南のうみの濱ひさし久しくのこる秋のしらさく
綿津見をひとつに見ゆる天の戸の明るもわかす住る月影

この二首は「拾遺愚草」にも亦載せたり。

大雲取嶺

本宮より那智に詣る街道、即ち御幸道の東に聳ゆる高峰にして、その形状屏風を列するが如し「御幸記」那智山よりに、「廿七日自曉雨降、無松明、天明之間、雨忽降、雖待晴間彌

如注、仍營步一里許行天明、風雨之間、路窄不及取笠、着篋笠、與中如海、如林宗、終日起嶮岨、心中如夢、未遇此事、雲取、紫金峰、如立手、山中只一字、有小屋、右衛門督宿也、予相替入其所、如形小食了、又出、衣裳只如入水神、於此處適雨止了、前後不覺、戌時許着本宮」とあり、又「熊野統覽」に、

那智山より本宮に越る道坂多し、小口に至り四里、此間を大雲取坂といふ、登り三里の嶮山也、嶮に船見の茶屋あり、是より南若海を望むに、雲浪一色にして際涯なく、又脚下を俯視すれば那智妙法の諸山宛見孫の父翁に侍するが如し、實に雲取は當國無雙の太山なり、且、五里雲取の山は、松ハス、ハス、ハスの山に、坂路崎嶇して一鳥も啼かず、最と物す、深

山崎谷の間には、春陵の比まで積雪堅氷を見るなりと記せり。

雲鳥やしこの山路はさて置て小口河原のさびしかりける

西行法師

□那智山 熊野三山の一にして、「本國神名帳」載す所熊野夫須美神社のある山なり、神社は本宮及び新宮と同じく、最初は家津美御子大神、亦の御名櫛御氣野大神、熊野夫須美大神、御子速玉大神、の三柱の大神を祭神とす、但其れ勸請の年代に就ては、判明せざる所あり、或はいふ仁徳天皇の御世なりと、果して然らば他の二山と同じく、「延喜式神名帳」に載すべき筈なり、然るにその事之あらざるを觀れば、同天皇の御世の勸請なりとは信じられず、或は又いふ龜山天皇の御世なりと、同天皇の御世には生佛坊なるものありて、當山の如意輪觀世音の伽藍を建立すとの事は聞きけるも、那智山の如意輪觀世音一草堂の裏に安置せし所といふ未だ熊野の大神を勸請すとの事を聞かざれば、是れも亦信じられず、而已ならず、當山には社殿造營次第の記録傳はり、

寛治元年、堀河院 天治二年、崇徳院 平治元年、二條院 建久四年、源頼朝卿 承元三年、土御門院 建保二年、順徳院 仁治二年、四條院 徳治元年、後二條院 元享年中、平高時 貞治五年、足利義詮 文明六年、足利義尚 天正十八年、豊臣秀吉
と記しありて、その年歴徳治より以下は龜山天皇より以後なるも、仁治より以上はその以前にして、而もその間に白河、鳥羽、後白河、後鳥羽諸上皇の御幸すらありたるなれば、縱令その勸請は延喜以前の事ならずとするも、之れを距ると甚だ遠からざる時の事なるべし、さて又當時よりその三所權現、又は十二所權現と稱せしとは、本宮及び新宮と略同じけれど、而もその祭神及びその位次に就ては少しく異なることありき。

□椰樹 那智山に椰樹多く、中んづく尊勝院といふ寺の境内にありしは、殊に名木と稱せられ、後鳥羽上皇御幸の時、その樹を御覽せられて、

三熊野の南の山の椰の葉をかはらぬ千代の例しにぞ折ると詠じ出させ給ひけるより、後世參詣人、この寺にて椰の葉を請ひうけ、身の護りにするもの多かりしといふ、今もその事ありや否や。

三熊野の 葉しだり雪降らば神の懸たる幣にぞ有まじ 鎌倉右大臣

□如意輪堂 那智山青岸渡寺の本堂の名なり、本尊は閻浮檀金御長八寸の如意輪觀音にして、長一丈坐像の觀音の胎内に納めありと、初め花山天皇の御時、裸形上人なるものあり、那智山に入て苦修難行の際、瀧中より彼の尊像の出現せるを見しかば、手に受け頂戴して一草堂の裏に安置し、朝參暮拜往來靈應の奇特を感じたりしが、上人遷化して後、龜山天皇の御時に至り、生佛坊なるものあり、舊の草堂の跡に就き一伽藍を建立し、更に觀音の長一丈六臂の坐像を作り、而して出現の金像はその胎内に納むといふ、世に西國第一番の札所として聞わたるは、この如意輪堂の事なり、本堂の正面の高き所に豊臣太閤寄進の大鰐口を懸く、その徑四尺五寸、目方一百二十貫匁餘、銘に曰く、

奉寄進熊野山如意輪鰐口

右那智山鰐口久退轉説夫神以莊嚴增威人依光神滿願忽企再興之懇念聲動佛意
含識結信心之緣依万代不朽之丹誠爲子孫長久息災延命奉鑄治之處如件

天正十八年庚寅卯月日豊臣朝臣關白殿下太政大臣秀吉白

と、右の大瀨口は今尙現存し、その餘猶一垂ありしものは、轉輾して所在不明に歸し、又秀頼より寄進の梵鐘は、今現に和歌山市の鈴丸寺にありて、同寺の鐘樓堂に懸れり。

□花山法皇庵室址 不動堂より二町餘、一の瀧の上、圓成寺といふ寺のありし所を是れなりとすといふ、當時法皇御手づから植させ給へる櫻樹一本、今は年ふりて幹枝朽敗し纔かにその根の形ばかりを殘せりとぞ。

木の下を栖かどすればおのつから花見る人と成にける哉
なま山に御庵室ありける上に櫻樹を見て栖かどすればと詠させ給ひけるを思ひ出されて

花山法皇御製

木の下に住ける跡を見つるかな那智の高嶺の花を尋ねて
又類ひなちの御山にすむ月のきよきひかりに松風そよく

西行法師

□文覺瀧

護摩堂の背後の瀧をいふとぞ、文覺上人この瀧にうたれ、三七日夜斷食水行せし所といふ、文覺の事は人口に膾炙す、記すに及はず。

後鳥羽院御製

□那智大瀑布

那智山にあり一之瀧と稱す、崖に懸つて落ると八十餘丈、實に海内無雙也、仁井田長群いふ、

那智之山重峰疊障、大杉樹隱天蔽日、滿淵瀟瀟、以瑟瑟然、懸奔流於万尋之壑、素湍如委練、深淵巨石礫河、激爲溢泉、崩浪壯猛、隱毒駭駭、使人粟起、退登觀瀑堂、瀑左右有翠柏瘦樹、生焉、白雲歷樹梢遊瀑前、或山嵐拂瀑氛霧四散、一天濛濛、或日光照映、虹生瀑前、群聞諸先人、屢時那智之山、大杉森列、十倍於今日、深淵不測、水聲震動坤軸、膽氣悸焉、其巖山嶽崩

壞、巨石埋深淵、大風折巨樹、大失舊觀

と。

那智の山はるかに落る瀧津瀬にすゞ心の塵ものこらす

式乾門院御詠

身につもる詞の罪もあらはれて心すみぬる三重の瀧津湍

西行法師

風に靡く天の白糸みたれては千尋の岸におつるたきつ勢

同

重ねても流を絶へぬ三熊野の濱に隠れぬなちのたきつせ

前大僧正慈鎮

三とせ経しなちの御山の甲斐ありて立歸り見し瀧の白糸

前大僧正道檢

雲懸る那智の高根に風ふきて花ふきおろす瀧のしらいと

源仲正

山高み雲より落る瀧つせのあたりに雨のはる日はなし

頼阿法師

瀧つせをふりさけ見れば青雲に神とろきて雪を散くる

伊達千廣

壁たてる巖をくたりて天地にとろきわたる瀧の音かな

加納諸平

天の川なかれてきたる瀧ならすは何に比べんちの高山

夏目襲磨

をちたきつ瀧の水上見てゆかん雲なかくしそちの高山

八田知紀

なかくに雲より上に雨なして末は烟のちのたきつせ

本居内遠

熊野なる瀧のさきは松杉の雫となりてかつしくれつ

同 清平

齋藤拙堂

巨廬水簾曾耳聞。那智瀑布今日擊。貴耳賤目我豈收。我扶我眼懸翠壁。翠壁丹霞縹渺間。天傾河漢濯孱顏。奇態橫出難盡寫。詩手如父不暫閑。有如虹懸蛟龍挂。激雷劈山驟雨快。落絮飄風

雪藏空。帝睡飛珠僊墜佩。旭日射之光陸離。又現美人窈窕姿。吾昔兩眼六十歲。平生未見如此奇。名勝亦自有等位。論品不甘居第二。山有富士湖琵琶。瀑是那智可相比。嗚呼今日人中誰是龍。雲將何處去何從。且看天下無雙瀑布水。一洗平生芥蒂胸。

那智瀑布。懸泉高七十丈。是爲第一瀑、上流第二瀑第三瀑、合其細者凡四十八瀑、第一瀑之坤位、有那智神祠及普陀洛寺

津田香巖

層巖排空勢欲傾。飛流高掛碧崔嵬。天風吹落千巖雪。山鬼驚逃萬壑雷。莫是白龍深洞起。直教銀浪絕巔來。靈源咫尺終難入。檜森杉煙鬱不開。

布引瀧

那智の山の坤の市野々といふ所にあり、古の熊野 御幸道也 一个名勝の地なり。浦やまし市野の里にすむ人はおろなから見る布ひさの瀧

妙法山

那智山の南二十餘町にあり、傳へていふ往古蓮寂上人なるもの法華三昧を修行せし靈山なるに因て妙法の名ありと、「元享釋書」にいふ、「覺心登三熊野妙法山、青天忽星、祥雲下覆云云」、覺心は由良與國寺の開山法燈國師の事なり、曾てこの山にありて那智山を教化し、その奥院觀音寺を建立したりといふ。

妙法山。崇嶺屹然臨南海者妙法山也。有寺曰阿彌陀寺、僧空海所創、絶頂平坦、呼云四方淨土、味爽與觀旭爲宜。

津田香巖

雲生脚底薛羅寒。石磴斜通百仞端。卓錫初開眞淨土。鳴鐘徐度古靈壇。煙消鯨背披紅暈。

天曉鵬程送碧瀾。眼界豁然念塵。絶下窺七十二峰巒

阿彌陀寺

妙法山にありて妙法山上生院と號せり、蓮寂上人法華三昧修行の齋蹟なり、その後弘法大師來つて眞言の大法秘法を修す、因て之れを同寺の中興とす、本堂に大師自作の像あり、又その本堂の前に髮骨の納所を構へ近邊の亡者の遺髮并に遺物等を受くるが故に、俗に女の高野とも、又は元高野とも稱したりといふ、寺の境内に、「元享釋書」載す所の釋應照なるものの火定の舊蹟ありしとのとなり。因にいふ、妙法山より南して海岸に下れば、その所を濱宮とす、濱宮は本宮より新宮に詣る御幸道の路次にして、本宮より諸川、小口、市野々、井關、川關等を經て濱宮に至る 又西の方田邊より新宮に通ずる大邊路の街道に當れり以下記す所は田邊

より南東、大邊路にかゝる諸所の事也

藤綱の壘址

那智山の米の方色川村大字大野の山奥にあり、逕路固より峻難にして人の輒く到りがたき地なり、其所に庵谷とて、藤蔓を綱として要害を構へしが故に藤綱の壘といふなり、相傳へて平維盛潛居の地なりといふ、按ずるに南北朝の時、色川卿口色川村今の色川村 大字口色川に色川權守盛重なるものあり、維盛八代の孫と稱し、家紋に平蝶を用へり、その子を左衛門尉盛氏といふ、父子共に南朝に屬して元弘、建武、延元、興國の間に忠戦の功を顯はし、繪旨令旨等を賜へりといふ、盛氏の女は後村上天皇の皇孫尊義王に仕へ、忠義王尊雅王の二王子を生み奉れり、然れば康正元年乙亥忠義王が兄王尊秀王と、北山郷にて御擧兵の時、色川卿惣中へ兵を召すの令旨を數ば下されしは、畢竟此の如き因縁のおわせばなるべし、忠義王の令旨數通、盛氏の子孫清水氏色川氏後に清水と改むの家に藏すといふ。

濱宮

那智村大字濱宮にあり、一に濱宮とも號し、祭神は中央天照皇太神、左右彦火火出見尊、

大山祇命にして、會ては濱宮三所權現と稱し、又濱宮王子と稱し、謂ゆる九十九所王子の一なり、那智山より市野々、井關、川關を経て至るべし、末社に三狐神といふ名の神を祀れる石の寶殿と、神武天皇の御誅戮ありし丹敷戸畔を祀れる石の寶殿あり、濱宮の事は「平家物語」に維盛入道の事を記せる文中に見ゆ、下の山成嶋の條を看るべし又丹敷戸畔を祀れる事は「續風土記」に、中世好事の者、「日本書紀」に載する丹敷浦を此地にせんとして、濱宮の南十三町の赤色濱を錦浦と名づけ、因て而して丹敷戸畔の祠を濱宮の境内に建てたるなるべし、而もみな牽強の事なり、丹敷戸畔が誅せられたる丹敷浦は、長島莊長島浦令の北平の東一里許りにその名残りといへるは、當然の事とすべし、因にいふ、年代不明、何の頃よりか丹敷戸畔が祠を村の産土神とせし事ありと。

夜もすから沖の鈴鴨羽ふりして渚の宮にねぎつゝみうつ

西行法師

或はこの歌、源仲正が水邊夜遊の題にて詠せしものとして、「夫木抄」に載せたり。

補陀洛寺

濱宮の渚森にありて、本社と相隣れり、本尊は南方無垢世界補陀洛山千手千眼薩摩にして、左脇に不動尊の護摩壇を設けて、鎮護國家の祈禱を修し、右脇に地藏菩薩一千躰を安置せりと。往古は當寺に住職するもの、南方無垢世界觀音の淨土へ赴くと稱し、船に乗り濱宮の澳の綱切島といふ所に至り、其所にて生ながら海中に水葬せしむる例ありしとの事なり。

芳養泊城址

西牟婁郡の西北隅にて、日高郡に隣接する、今の下芳養村大字下、昔の芳養村小字井原の西、熊野古道に沿ふて、南に海を望める一高地あり、泊山といふ、是れを芳養泊城の址とす、城は年歴不詳、湯川氏の築ける所にして、天正年中には湯川直春の族式部大輔教春の本城として、その臣林右京進なるものその城代たりといふ、是れより先き足利義昭が河内の若江より走れるや、來りて泊

城に投じ、居ると二年許り、天正元年より三年二月までその間一方には熊野木宮の衆徒等を招き、一面には安藝の毛利

氏に倚り、以て足利氏の恢復を圖らんとして、義昭が毛利に倚らんとせし事情は、早稲田大學出版の「室町時代史」の収録する下記の文書に據りて推知すべし、即ちその文にいふ「就今度信長公の志願、至當國相移候、此刻別離走可公感悦、爲其幸越」

孝宗侯、稱眞木崎支藩頭可申也、二月六日（天正元年九月）判（義昭公の判）あり二木宮衆徒中、この他猶一通あるも略せり事志と違ふて成らず、遂に備後の鞆津に走れる事あり、又是れより後には天正十四年、羽柴秀長大和の郡山

にありて、湯川直春主従を誘殺し、その城地を奪略して、老臣杉若越後守に泊城を守らしめしに、同年

の秋に至りて、湯川氏の殘黨湊右京、栗山三郎の輩、餘燼二百人許りを糾合して謂て曰く、彼れ羽柴氏

天下の兵を以てして我主を誘殺せるは、我を畏れたればなり、吾曹宜して杉若氏を粉塵にして、以て聊

か先君之遺靈を慰むべしてとて、讎て泊城を襲ひたりしを、越後守應戰二日にして、之れを殲くせし事

あり、憊て居ると五年、天正十八年に至りて、越後守その城を西谷昔の田邊 莊西谷村の八王子山に移して、一に上野 山といふ

居ると又十一年、時に慶長五年、淺野幸長封を紀伊に受け、老臣淺野左衛門佐を牟婁の代宮とす、左

衛門佐乃ち來りて後越守を追ひ、代つて八王子山城に居りしが、その後四年にして慶長八年、新城を江

川浦の洲崎に築き、今の田邊町の大字 字江川町の地明年之れに移れり、因て八王寺城は廢墟となれり。

内羽位城址

内羽位は一に内梅なまめいと書し、城址は熊野古道に沿へ。中芳養村大字林昔の芳養 莊林村の北

にて、東西約三十間、南北約三十一間の地是れなり、湯川氏の傳に據るに、初の後宇多天皇の御宇に、

武田三郎なるものあり、新羅三郎後光 の後裔といふ是れ湯川氏の祖なるが、岩神峠の兎賊を斫りたる功に依りて牟婁郡

を賜はり、乃ち内羽位城を築きて居り、之れをその孫湯川彌太郎まで三代に傳へり、南北朝の時、彌太

郎北朝に與して軍功あり、依て在田、日高の二郡を加賜せられ、本國の旗頭たることを許さる、是に於て

彌太郎更に日高郡の龜山城を築きて移り、之れを根據とせるにより、この城遂に廢墟となれり。因にいふ、牟婁郡に於て湯川氏の築ける城砦の址と傳ふもの、上記の泊城、及び内列位城の以外、下芳養村大字境に峰山、中芳養村大字田尻に會和、同村大字西野に土井土井城には湯川氏被官平井掃部頭なるもの居れりといふ、同村大字平野の横手山に平野、上芳養村大字東山に龍神山、同村大字日向ひなたに日向等あり

『出立松原』 出立は一つの古き地名にして、その故地は現在の熊野街道にて、下芳養村と田邊町との中間に挾まる、西谷村の地内にあつて、出立王子祠も此地にありたり、或はいふ舊の田邊莊の諸村を出立莊と稱したる時代ありきと、然らばその松原といふは「續風土記」の所説に據れば、舊の田邊莊と芳養莊との境界の濱邊の松林、即ち後世の人の芳養松原と呼做す地が其所か、或は室江の邊一帶の松原を指せるかとありて、確かに其れとさし定め難きも、畢竟するに出立の海邊の松原が一個名勝の地として後世に傳へられしとは、左に記す萬葉の歌詞を讀みて知るべきなり。

葉集

同

大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時作歌二首
わか青兒か使來んかといて立のこの松原をけふか過なん
紀の國の室の江の邊に千年にさはる事なく萬世にかくしもあらんと
大船の思ひたのみていて立の清き瀧に朝なきに來よる海深松のふか
めし子らを繩のりのひけは絶とやさと人の行のつとひになく子なす
行どりさくり梓弓ゆはらふりおこし志のき羽をふたつ手はさみ離れ
けん人し悔しみ戀ふるおもへは

潮垢離濱

西谷村の南の海濱、三町ばかりの間を其所とすといふ、這は又後鳥羽上皇の熊野「御幸記」にも「先陣參出立王子、於此濱御潮垢離」云云と見たるが如く、是れより先き後白河上皇

熊野御幸の時、御潮垢離かき給ひし濱なれば爾か名づけし也とぞ、恁る因縁のあればにや、後世までも熊野に參詣する貴賤は、みな必ずこの海濱に下り、潮を浴み垢離をかきて、而して身體の汚穢を清淨にする例なりしとぞ、濱邊に周圍一丈、高二尺許りの磯岩あり、御腰掛岩と稱して、後白河上皇御潮垢離の時に、御腰を掛け給ひし岩なりと傳へり。

牟婁津

今の田邊より湊へかけての地は、大抵古の牟婁津にして、齊明天皇、持統上皇、文武天皇などの牟婁温湯後世湯温湯泉といひ 瀬戸鉛山村にありへの御幸には、この津より御船に召されしなりといふ。

牟婁江

牟婁津の海面、即ち今の田邊灣一圓を爾かいひて、前の條に記し奉れる三聖が牟温湯御幸の御船は、この江を渡らせ給ひしなりといへり。

田邊及び田邊城址

按ずるに田邊は中世芳養、秋津、萬呂、三栖の四莊と同時に、廢牟婁郷の地に置かれたる一個の莊名にして、當時その所屬に西谷、伊作山、糸田、神子、瀧、新莊、瀬戸、鉛山等の八ヶ村ありその地東南北の三方は山嶽に圍繞され、西の一方は海灣に濱せり、即ち古の牟婁江にして、今の田邊灣なるが、その潮汐は今の熊野街道の東に満干して、近世以後の田邊町は、當時猶牟婁津の津口、船舶の出入寄泊する灣内たれば、その地の未だ開けざりしは勿論といふべし、然らば夫の定家郷の「熊野御幸供奉日記」に、略して「熊野御幸記」といひ又單に「御幸記」といふ先陣參出立王子、於此濱御潮垢離、御所有御被云云、二十二日未一點許、着田邊宿云云とある田邊宿、又「平家物語」の從三波羅紀州被立早馬事の條に

熊野別當湛増が田邊にありけるに使を立給

とある田邊、及び同書の壇浦合戦の條に、

熊野別當湛増は平家重恩の身なりしが、忽心かはりして、平家へや參らん、源氏へや參らんと思ひけ

るが、先づ田邊の新熊野に七日參籠し云云

とある田邊、又一「源平盛衰記」に、

熊野別當湛地法眼は云云、田邊の新宮にて臨時の御神樂を始む云云、兵船二百餘艘を調へて、田邊の
湊より漕渡り、源氏に加はる云云

とある田邊、又「太平記」の義助伊豫へ下向の條に、

鴨屋刑部卿義助は曆應（南朝の延元）三年四月朔日、勅命を蒙り四國西國の大將を奉つて下向とぞ聞

わし云云、高野より紀伊路に懸り、千里の濱を打過て、田邊宿に逗留し、渡海の船を泛べ給ふに云云

とある田邊宿、猶又同記の南方蜂起 北朝の延文五年八月、南朝の正平十五年八月なりの條に、

湯川莊司將軍方になりて鹿瀬蕪坂の後に陣を取り、阿瀬川入道定佛が城を攻めんとしけるを阿瀬川入

道、山本判官、田邊別當二千餘騎にて押寄せ、四角八方へ追散し、三百三十人の首を田邊の宿へかけ
たりける

とある田邊の宿は、何れも近世以後の田邊の事にあらずして、中世の田邊莊西之谷村、乃至湊村邊の事
と見ざるべからず、然るに近世に至り、紀伊の前の國主淺野の老臣淺野左衛門佐なるもの、初め田邊莊

西谷の八王子山の城代たりしが、慶長八年に新城を秋津川の 今の田邊 江川浦の洲崎に築き、 今の田邊町の
大字江川町

洲崎城と稱して、明年八王子子より移り、居る二年にして、同十年八月十二日大風巨濤襲來して、城郭

全體を崩壞す、因て更に秋津川の東、田邊莊湊に築城せしが、城は坤は田邊灣に面し、 往古の津
北に市

廓を開き、東に諸士の邸宅を興し、始めて城下の地を問きたるが、既にして元和五年、紀州家當國の後

の國主となり、國老安藤帶刀先生直次、田邊莊並に外數ヶ莊の地を家邑に受くるに及んで、湊城を田邊

城と改稱し、定めて以て居城となし、舊規に依りて内外郭を擴大にし、城下の士邸商廓を更張し、以て南
邊の一都會となせりといふ、是れに由て之れを觀れば、田邊城下の開けたるは、近く慶長、元和の交に
ありしなり。

若夫れ田邊城の始末は、直次よりして後、直治、義門、直清、直名、陳武、陳定、雄能、次由、寛長、
直時、道紀、直興、直則、直馨、直裕に及ぶ子孫十五代に傳へたりしが、直裕の時謂ゆる王政維新の事
あり、尋で各藩の版籍奉還、諸城郭廢毀の事ありて、田邊城も亦廢毀さる、而してその址は今の田邊町
大字上屋敷にありて、錦城館と號する旅館の附近一圓の地を是れなりとすといふ。

□田邊砲臺址

砲臺は田邊藩の出身にして、皇國の忠臣と稱さるべき柏木兵衛その人が、安政年

中その藩の爲めに丹誠を抽んで、熱血を濺ぎて築造せし所、その址は前日までの田邊公園を是れなりと
す。因にいふ、著者會て之れを桂木氏、松村氏に聞く、今より數年前、舊田邊藩士安藤某某等數輩有議
して柏木兵衛の紀念碑を公園内に建設せんことを發起し、該工費に宛つべき義捐金を有志の士に募りたり
しに、中途にしてその事を自から廢棄し、而して又公園は、安藤某もその員に列せる田邊町會の決議を
以て、一个利己主義の商賈に沾却し了せりと、嗚呼奚ぞその事の始めありて而して終りなきや、又奚ぞ
最後の所爲の妄暴なるや、是れを史學者の眼より見れば明かに史蹟破壞、古蹟保存家の眼より見れば又
明かに古蹟破壞、而して名教家の眼より見れば典刑的人物の事蹟湮滅を敢てせしものとして、大ひにそ
の罪を惡まざるべからざるなり。

□辨慶松。辨慶池

松は今の田邊町の字福路町にありて、建列なれる人家の棟越しに、雲蓋の垂

れたる如く枝葉展開してあり、但し往昔の松は杉若越後守の爲めに伐採され、現今のは安藤直次の植繼
げるもの、又池は同町の字上片町にありて、現今田邊小學校構内の井戸となり居れりといふ、相傳ふ辨
慶は新熊野別當湛増が子にして、この地に誕生す、故にその遺蹟を留めたるなりと、然るに辨慶の誕生
地と傳ふるもの新宮にも亦ありて、辨慶産屋樟は即ちその遺跡なりといへり。樟は今村のみに存せり、
その傍に辨慶産屋樟
建てり

邦安殿御灰塚

田邊の南新町、本正寺といふ法華宗の寺の墓地にあり、そもく邦安殿とは南
龍公の二子、伊豫の西條の城主松平頼純主の正腹の嫡子にして、通稱は大之助、名は頼雄、任官して從
四位下待從、山城守を受領す、然るに頼純主賤妾の愛に感溺してその出義太夫を名は宗直、後に本藩紀州家
に入て嗣となる、大慈院殿
は是れ也世嗣に立て、山城殿を廢嫡して一室に禁錮す、國老奥村三郎五郎、渥美甚五郎等の忠臣、死諫
して而して聽かれざりしなり、紀州家五代の主吉宗卿は山城殿の從兄たり、爾時江戸藩邸にありて山城
殿の慘狀を耳にされ、自から西條侯の澁谷の邸に往き、山城殿を伴ふて歸邸され、聽て紀州に送りて深
厚に保護されしが、未だ幾ばくならざるに吉宗卿家幕府の嗣となり、立て將軍の職を繼ぐに及んで、
八代將軍有徳
院殿は是れ也その保護を田邊の安藤氏に託さる、安藤氏は紀州家國老の首座たり、命を蒙りて山城殿を田邊
に迎へ、下秋津村寶滿寺の下の新館に置き、下秋津殿と敬稱し、待遇最も優かなりしといふ、山城殿一日
郊外を徜徉して、俵米を館内に運搬するを見、顧みに近侍の士に、何れより誰が爲めに送るものなりやと
問ふ、近侍の士答ふ是れは若山の御本家より御前の御扶持にとて運送せるものなりと、殿色を變へ黙し
しとは思ひも寄らぬ事なり」と獨語し、義太夫とは即ち曾て殿の嫡を奪へる庶弟吉宗に於て、吉宗卿幕府の嗣と
なられし後、入て本藩紀州家を繼ぎたる人故に、殿は惡んで愾くいひしなり是れ

より飲食を斷つと旬餘、遂に幽居中に憤死す、時に正徳四年三月二十五日なり、殿の法諡は本地院殿守
玄日得大居士、感應寺、その所在地を知らず、
或は若山ならんかにて葬式を行ふ、後又その靈を神に祀り、祠を若山城西之丸
の内に建て、崇めて邦安殿の社と稱せりといふ、俗傳に殿の靈を神に祀れるは、その怪
異なる處を鎮むるが爲なりといへり本正寺に於ける邦安殿
の御灰塚は、初め殿の遺骸を火化せし跡なりといふ。因にいふ、邦安社は文化年中、城内より日前宮の
神域内に移し、毎年米二十石を紀州家より寄附し、歳時盛んなる祭典を行へりとのと、今邦安社といふ
小祠、日前宮社務所入口の右角にあり。

鬮雞神社

這是現今の社號なり、往昔は新熊野權現社と號せしなり、その社傳にいふ、熊野別
當湛快の時、湛快は藤原實方朝臣の曾孫といふ三山三所權現を勸請して新熊野と稱せり、湛快の子を湛増といふ、
始めて當地に住居す、人呼んで田邊別當といへり、元暦元年源頼朝公平家追討の時に當りて、源平二氏
の中の何れに助力せんかと疑惑す、此に於て本社境内に放ち飼へる赤白二色の雞七羽づつを二氏の旗色
に準へて兩方に分ち、神前に於て鬮をなさしめしに、白色の雞悉く勝ちければ、心を快して源氏に屬く
是れよりし鬮雞權現と稱せるなりと、社は田邊町の南の湊村にあり、縣社にして田邊、湊の總産土神た
りといふ。

藤巖神社

田邊藩の祖安藤直次の靈祠にして、鬮雞神社境内の左方にあり、直次の法諡は藤巖
院殿、因て直ちに社號とすといふ。

磯間浦

田邊灣に沿へる海濱にして、扇濱と神子濱との間にあり、名所なり、凡そこの回隈、三
壺崎、文里灣、神島、圓月島、橋立海門など各づくる所あり、みな佳景なり、又三壺巖、鬼橋巖などい
ふ奇巖あり、中んづく鬼橋巖は、一大天然石橋にして、その高く空中に架する狀、詩人之れを評して鬼神

通の天橋といへるは、蓋し適評也矣。

夫木抄

神嶋や磯間の浦にあまのかる藻にすむ虫の身を根みつ、

順徳院

梓弓いそまのうらに引綱の目につけなからあはぬ戀かな

中納言定家

絶のへき契に袖をほしむひぬ磯間のうらの波に濡れつ、

俊成卿女

夕波のかけてそ戀ふる神島やいそまの浦にころも片しき

宮内卿家隆

月よみの光を清み神しまやいそ間のうらに船出すわれは

讀人知らず

形見浦

形見浦は紀伊の海部郡加太浦の舊き名なるが、新莊村の濱をも亦舊くより形見浦といへりといふ、「萬葉集」以下の歌集に見ゆる歌どもは、必ずしも此所を詠せしものとは定め難きも、數首を左に録す。

萬葉集

藻荇船渡こき來らし妹かしま形見の浦に田鶴かける見ゆ

鎌倉右大臣

新勅撰

風寒み夜の更ゆけはいもか島形見のうらに千鳥なくなり

太上天皇

續古今

あり明の空に別れしいもか島かたみのうらに月を殘れる

前關白太政大臣

玉葉

その名のみ形見の浦の友千鳥跡をしたのはぬ時の間もなし

藤原忠能

續千載

面影そなほのこりける妹かしま形見のうらあり明の月

前大納言爲貞

新後拾遺

友千鳥なををかたみの浦をたひ跡なき浪になきて行らん

仲實朝臣

同

袖ぬらす人もやあると藻汐草形見の浦にかきそあつむる

よみ人不知

新撰古今

妹か島かたみの浦の小夜千鳥面かけそわて妻や戀ふらん

中納言定家

拾遺愚草

是やこの秋のかたみの浦ならんかはらぬ色をおきの月影

綱不知

田邊より瀬戸鉛山の温泉へ船にて行くものは、大抵この港灣より上陸するなるが、灣の内常に靜穩にして、いかなる風波の起りし時たりとも、船がかりするに綱を要せずといふ所より、古にありては風莫湊と稱し、今は綱不知と呼べりといふ。按ずるに往古齊明天皇、持統上皇、文武天皇などの牟婁温泉、今の湯崎温泉、御幸の時には、牟婁津より、今の田邊渡、御船をこの湊に着させ給ひしなるべし、萬葉に「風莫乃濱之白波」云々の歌は、この湊の事を詠せるなりといふ。

白良濱

瀬戸と鉛山との間の曲灣十町許りの間の濱をいふ、其所の土砂潔白雪に似たり、故にこの名あり、後に記す七境の詩題中、銀砂歩なるものは即ち是れなり。

瀬戸鉛山

瀬戸は萬葉の歌詞に出でたる追門崎にして、齊明天皇の御紀に謂ゆる牟婁温泉、或は紀温湯、文武天皇の御紀に謂ゆる武瀨温泉、而して後世湯崎温泉と呼ぶ温泉の湧出する地なり、田邊灣、往古の南端、陸歩一里半、舟行一里許りの所にありて、風景絶好、南紀の詩傑祇伯玉曾て之れを七境に分ち、各題詠あり、その他古今諸家の篇什頗る多し、鉛山は往古鉛を採掘せし地、村の坤の山に鉛鑛穴多し、採鉛の事は元和以後廢絶せしも、原米土地より鉛を賣納せし例あるに依り、紀州藩の時には猶鉛鑛名目を以て、その地温泉の浴料中より、鉛代金を若干つゝを賣納せしめたりといふ。故に又その名あり、正保年中瀬戸村より分地して、別に一村をなし、彼此並に田邊莊の屬村たりしが、現今は又并合して一村となり即ち瀬戸鉛山村と呼べり。

萬葉集

室の浦の湍門の崎なる鳴島の磯越す浪に沾れにけるかも

同

風莫しの濱の白波いたつらに斯處に寄來る見る人なしに

柏玉集

よるなみらしらの濱はかはらぬと菊のみひとり色ぞうつらふ

後柏原天皇御製

家集

雪玉集

家集

同

たれにかは見きとカタらむ玉ひらふ白良わたりの秋の夜の月
眞砂には月も白良の濱風に霞の空も春にわかれて
雪の色におなじ白良の濱千鳥聲さわゆる曉つきの空
永久四年百首歌

鳴長明
逍遙院内大臣
寂念法師

同

いく夜寐ぬ白玉よする眞白良の濱松がねに松葉おりしき
眞白良の濱の走り湯浦さびて今は御幸のかげもうつらさ
冬來てもまだふりそめぬ雪の色には白良の夜半の月影
後鳥羽院熊野御幸の時瀧虎王子御會、風浪月似雪

仲實朝臣
おなじ人

山家集

浪よする白良のはまのからすがひ拾ひやすくも思はゆるかな
紀の國やしらの濱のしらさねはこそわなれや和歌の浦波
月まつと白良のはまのゆふ波に雲井の雁も鳴て來にけり
むろの津の出湯の上の石たみ千重さへしけり御幸待覽
白良の濱に來りてよめる長歌并に短歌
うち日さす都をさかりおしてるや難波を過て衣手の眞和
歌の浦間まからひて日の御崎さへ只過にすきて來つれと
あやにくうまし濱をも冬ならば雪とや見まし眞白良の
しらの濱はすきそかねつる

西行法師

加納諸平
同じ人
村上作夫

冬ならば雪とや見まし眞しらの白良の濱にしきる白浪

催馬樂

伊達千廣

木の國のきの國のや白良の濱に

眞白良の濱におりある鵬はれその玉もてこ

風しもふひたれはなこりしもたてれば

みな底きりてはれその玉見わす

鉛山紀行 (節錄)

祇 南海

此日 享保十八癸丑 清和、舟尙搖搖不定、東望長堤、一帶長十餘里、漁家櫛比、依其岸洲、岩相距八九里、險夷即異、觀地勢殆不可測也、日方晡始達鉛山、地無喬木、唯黃茅蘆葦、負山臨海高下作舍、泉有數處、皆從石罅湧出、上各設屋、甃砌成泓、西南岸頭一泉石、自礪然爲沼、形如小航、可二三丈、橫居其半、其湯最清潔、映石紺碧、太可愛、其次礦泉亦清、其次礦泉亦清、天齊浮、磯頭亂石、形狀皆怪奇、七境中所謂芝雲、龍口二岩、最大最奇、其餘爲澗爲潭爲洞、如席如斗如劍如獸如鬼、或赭或綠或灰黑色、或紅白如桃花、千狀萬形、不可悉述、其鑿多芝麻斧劈、從來書家鑿法、未嘗得見者、悉皆了然眼前、古人所謂師造化者、於是可悟、其上有燈火樓、南去二里許、大陵如盤、望之如野、傍有金坑數十、庚午宿雨初晴、途未乾、客皆下、中止、礦上沙礫、顆顆皆映銅鉛、今尙歲出錢若干、以充鉛貢云、

簾隱凡而眠。山中醫春虛原氏、來呈詩、翌日原氏及館人、復來具筆視、以請書畫、乃擇七境
 題目、各係以詩、書以貽、併製鉛山圖二幅、一向一背、惜矣拙技於山容水態、僅記其梗概耳、
 夫風波烟雲、出沒變幻之妙、自非得荆關、董李之神手、未能盡呈而詳寫也、壬申快晴、遊灘
 渡、在鉛山東北二里、步踏一丘便是沙頭、所謂銀沙步所謂曰是也、過之百餘步、平山斗起、
 茂林蔚然、中有神祠、北一里又得一山、上有斥候樓、所謂曰下雙岩並峙、岩原一趾、中間嵌
 空、欲斷回、西北懸嶼兀、三島玲瓏、宛如臆臆、一名唐島、東岸石門相立、上有先朝別館、今
 已廢矣、而民尙相戒、不敢繫舟焉、灘渡村落耕漁相半、有寺曰本覺、有社曰藤九郎祠、未
 知何神、村東曰江面、又曰書面、又稱江津良、其前渡、謂之八百八洲、東南沿水而行、湖
 通山間、平如溪間、有太刀谷、天狗洞之名、山行三四十里、即達田邊、恨余力倦不能深究、
 洞中有寄居蟲石、或生石上、或在石中、形色一與寄居蟲無異、但粗大耳、推之堅如鋼鐵、
 抑亦石經久化蟲者乎、將蟲變成石乎、造物之不可知、固如斯也、既而予與尙濂南海病皆愈、
 湯泉之勝、亦頗入佳境、於是翌日遂賃舟而自前路一歸。

遊灘渡 享保癸丑孟夏下浣、本府文
學祇園源伯玉父題并書

乾沒坤開八百洲。先朝遊豫有仙丘。石門一穴斷還續。唐嶼三窓凝不流。境似
 桃源大疑客。浪通蓬島鶴隨舟。蘭棹客與看不盡。安得丹青付虎頭。

七境詩

銀沙步 在浦東北、上有七嶺、山峰只白砂
望之如銀、山下一帶雜沙如銀

一望銀沙地。海潮洗更白。秋霜長不消。夏雪亦疊尺。不見眠鷗鳥。唯看數篆
 跡

金液泉 境多湯泉、各有名號、
礦泉、礦泉最清潔可入

天地有洪爐。金寶揚其精。萬古石巖曲。瀲灩清且鳴。非趨起吾病。併茲濯塵
 纓

芝雲石 在浦西南巖頭、形如芝
亦似雲、俗謂之千疊敷

磯頭一片石。萬人可以居。芝雲相巖嶺。五色插芙蓉。不知女媧氏。非是補天
 餘

藥王林 在瀆泉之上、茂林
森鬱、有藥王堂

綠蘿迴磴道。碧樹與天齊。鬱鬱成青嶂。林中好倚藜。烟雨四五月。子規時一
 啼

平草原 浦東南山口、空曠
如平野、草芽連天

不料石崖上。復此得平原。春草不知名。閑花獨自繁。日暮牧牛子。一簞細雨
 昏

龍口岩 在芝徑西、形狀若龍首張口
西南領下凹處、可以避雨

昔聞飲龍川。今看龍口岩。矯首吞滄海。明月吐復御。泥蟠海雲甍。長鯨莫相
 饒

行宮趾 在礦泉上、相傳白河
帝嘗浴此、留聖足

憶昔溫泉土。行宮有古臺。絃管空相韻。玉甃唯石苔。泉聲猶望幸。翠華歸去來。

獨夜想室郡山水有感。鉛山之地、前分後、海中每夜上火、至二月末乃止、又九十月之交、每夜浦上聞鼓聲、土人曰神遊鼓、鯨海遙連鉛海隈。僻鄉物色亦奇哉。養狗泉脈通金鑛。訪古宮蹤上石臺。春近陰尖接潮起。夜寒神鼓入風來。當時爲客題詩處。他處毫痕幾寸苔。

鉛山即事

銀沙金液好詩料。芝石龍岩好畫材。天意適降祇伯玉。彩毫龍貴勝區來。

龍門石

一片龍門石。上題伯玉詩。伯玉紀詩人。採藥海之涯。君昔對此石。吐露胸裏奇。金龍三十六。隱隱老龍姿。詩成無凡語。轟然雷雨飛。我來百年後。雄風襲我衣。思君何處尋。苦色照鬚眉。九原如可作。相携採紫芝。

菊池溪琴

鉛山溫泉。牟婁溫泉著於古昔、齊明、持統、文武諸帝巡遊焉、今有御船谷行幸芝、皆其遺蹤也、湧泉七處、含炭酸氣、祇南海有七境題詠、余又撰五景補之、此地古產銅鉛充貢賦、故稱鉛山、津田香巖人不樵漁或地仙。高低結屋舊磯邊。殘碑字沒臥秋草。行殿趾荒生暮烟。浴罷時移觀月榻。醉餘復上釣魚船。白沙踏石開靈境。潮熱雲蒸七處泉。

御船山

山如絕島海門連。三面波濤散作煙。盤石管開容玉座。汀洲何處繫龍船。松高山如絕島海門連。三面波濤散作煙。盤石管開容玉座。汀洲何處繫龍船。松高

古廟鎖寒雨。日落征帆飛遠天。回首豈唯眼前事。鸞輿不返二千年。

圓月島

萬里雲濤白一堆。潮通空洞響如雷。團圓影碎銀山動。皎皎光生玉鏡開。靈境初看別天地。仙蹤未到小蓬萊。夜深時認海龍現。恍自水晶宮裏來。

衝幹松

碧雲一簇影團圓。露滴石華長不乾。風聲入枝驚客夢。濤聲動地起龍蟠。豈無羽客探靈藥。更有君王停御鑾。欲無孤根尋往事。海樓吹笛夕陽寒。

望洋阜

青山背海遠人家。雙屐躑躅踏落花。樵徑香深幽草合。松陵翠秀淡煙遮。潮頭斜日千帆雨。鵬外殘春半浦霞。極目豁然天盡處。長鯨噴浪度雲涯。

三段壁

岸頭舟轉水波披。直到靈源怪且奇。絕壁三段雲出沒。飛流百尺雨淋漓。丹霞化石枕蛟窟。素練如絲垂海湄。我想遨遊騎鶴去。但期夜靜月明時。

湯崎溫泉

是れ古の謂ゆる牟婁溫泉又武瀨溫泉、紀にして、後世後世を七ヶ所に構設して、七湯の稱あり、元湯、屋形湯、摩舞湯、濱湯、崎湯、阿波湯、目洗湯、といふ、その後又改稱せしもの一二ありて、現今にては崎湯、屋形湯、疝氣湯、濱湯、元湯、礪湯、粟湯といへり、七湯の中に就き最も古きものを攀ぐれば、その一は元湯にして、他の一は崎湯なり、崎湯は鉛山海灣の南端にありて、紀伊水道を横絶せんづ勢を以て海面に突出せる水成大硬岩の窟中に湧出する温泉にして、古歌に眞白良の濱の

走湯と詠せしは是れなりといふ、元湯は諸湯の源泉の意にして、そのある所を湯谷といひ、是れも亦自然の岩窟中に湧出するものなり、他はみな人力を用ゐて湯槽を造り、源泉を引て以て浴場とせるのみ、湯谷の傍らに會て一小堂あり、藥師如來を安置す、蓋しその湯の効驗を靈ならしめんが爲めなり、七湯の性質みな同く、多量の炭酸曹達と重炭酸曹達とを含有して、強烈なる亞兒加里性を成し、加ふるに適宜なる鹽化那篤留漢を含有して、謂ゆる鹽化亞兒加里炭酸泉の中に算入すべき醫術上最も緊要の鹽泉なれば、世の鹽泉療法を施すものは、外浴する而已ならず、内服に并用すれば、その性理的作用は、特に血液の亞兒加里性を増進し、以て容易に體內の蛋白質を吸収せしめ、肺の呼吸を強くし、多く炭酸を排出し、随つてその呼吸を深くし、充分に酸素を收納すべし、故に總ての咽喉胃腸の粘膜諸病、殊にその慢性加答兒に効ありて、且つ消化機能を進め、乳糜胃涙の酸性の偏勝を制すべし云云とは、獨乙ゲルツ博士報告書中の要領なりといふ、若夫れ温泉の名の史に見はれたるは、「日本書紀」齊明天皇の御紀に三年九月、有馬皇子性黠陽狂、往牟婁温泉偽療病、來談國體勢、曰、纒觀彼地、病自獨消云云、天皇聞悅、思欲往觀、四年冬十月庚戌朔甲子、幸紀温泉云云とあるが防めにして、次には同紀天武天皇の御紀に、十四年夏四月、紀伊國司言、牟婁温泉没而不出也と見ゆ、又「續日本紀」文武天皇の御紀には、大寶元年九月丁亥、太上天皇幸紀伊國冬十月、車駕至武漏温泉云云と見ゆ、而して又「萬葉集」卷一の歌の題詞には、幸牟婁温泉之時額田王作歌などと記さる、以てその温泉發見の時代の古きと知るべし。

湯崎温泉碑 村内の金徳寺畔に建つ、文は仁井田好古の撰む所にして、湯泉の由來及び天皇御幸の歴史等を擧げたり。

天皇御幸の遺蹟 歴代至尊の中にて牟婁温泉に御幸ありしは、齊明天皇、持統上皇、文武天皇の三柱にておわせしと、前に引ける「書紀」及び「續紀」の文に據て知るべし、

牟婁温泉御幸に御同行ありし事、額田王の(天皇の娶らせ給ひし王女にておわす)莫登(國之)福木(兄)底(湯)氣(音)瀨(子)之(母)立(爲)兼(五)可(さ)て(新)何(本)・(詠)し(さ)給(へ)る(御)作(歌)に(據)る(も)、將(又)其(の)牟(婁)湯(の)行(在)に(て)有(馬)皇(子)の(罪)狀(を)御(親)問(あ)ら(せ)給(ひ)し(事)に(據)る(も)明(か)り(な)り(と)後(世)村(人)等(が)傳(へ)て(齊)明(天)皇(御)幸(の)遺(蹟)とい(ふ)地(二)个(所)あり、その一を御腰掛石といひ、天皇の御腰をかけた石 瀨戸の坤の出岬に鎮座せる産土神熊野三所の境内にあり、他の一を當年の行宮遺蹟といひ、産土神祠より一町餘の北にある御舟谷、又は御幸芝と稱する所を是れなりとせり。

火雨塚 御腰掛石の傍側に口徑廣き穴ありて、之れを火雨塚と名づく、何に因て爾か名づけたるかを知らず、又何の爲めに此穴あるかを知らず、而して昔より人のその奥を探り、又その深さを測りたるものなし、唯傳へていふ此穴産土神の所の口より御舟谷に通すと、是れも亦その實際を知るべからず或は往古鉛鑛を採掘したる坑道の廢れたるものにはあらざるなきかといへり。

瀨戸崎 萬葉の歌に「室之浦之瀨門之崎」云云と讀まれ、最近世田邊藩にて異國船斥候所謂ゆるを置かれたる所にして、その地は瀨戸の西、曲灣の北の山上にあり、山上に會て桔梗多し、因て一の名を桔梗平と呼べり。

富田坂 田邊より大邊路を行き、富田川を渡り、今の東富田村の字高瀬より、三舞村の大字安居に至る里程二里二十八町の間にある、登り一里許り、頗る峻嶮の山道にして、上古に牟婁といひし地は是れより西に當りて、中古の芳養、田邊、秋津、萬呂、三栖の五莊、其れより前の牟婁一郷の地なりし

□三舞森 今の三舞村の大字中島の巽に當りて、川添村の大字小川の界にある高峰をいふ、但し三舞は三前にして、峰の形間かに、その三方より望む所の前面みな同じきを以ていへるなりとぞ、峰嶺よりの眺望絶だ佳なり、文化年中、安宅莊田野井村天徳寺の僧番瑞なるもの、三舞嶺之碑を建つ、撰文は奥州相馬長松寺の僧物光なるものなりしといふ。

□和深山 和深村の大字和深川、和深浦あたりの山をいふなり。

家集 わぶか山岩間に根さす磯馴松わりなくてのみ老や果なん

散木集

和深山世にふる道を踏たがへ迷ひつたよふ身を如何せん

名寄

身の愛を思ふ涙はわぶか山なげきにかへる時雨なりけり

藤原清輔
俊順朝臣
西行法師

□江住浦

昔の周參見莊所屬浦にして、今の江住村の大字なり、海上の眺望頗る佳なりといふ。見くまの、浪の立ゆふわす崎はながめにあかね蟹小舟哉

花山上皇

□潮御埼

この御埼は「日本書紀」に記す熊野御埼の事なり、即ち同記神代の紀に曰く、「其後少彦名命、行到熊野之御埼、遂適常世卿矣」と、又仁徳天皇の御記に曰く、「三十年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊行紀伊國、到熊野岬、即取其處之御綱葉而還、云云」と、昔の潮崎莊串本浦より坤の海面へ五十町許り突出したる御埼にして、北の方和歌山湊を距ると海上三十五里、又東の方伊勢の棚橋湊へは同く三十八里なり、日高郡の比井御埼は、又いふ、近くその乾にあり、土佐の足摺御埼は、遠くその坤にあり、之れと相對峙して鼎足の勢をなし、而してその御埼の形状、西南面は常に風濤の爲に衝蝕せられ、只看醜狀怪態なる巖骨のみ、若夫れ風吹き濤動くとあらば、海水忽ち洶湧澎湃騰奔激して、夫の巖

骨を迫り撃つる勢、見るものをして神耗魂乏、久しく立て視るべからざらしむ、御埼の下に一之嶋、外道嶋、鈴嶋、米粒嶋など呼ぶあり、みな巖礁の海面に突起せるものなり、米粒巖の邊、海底の深さ測るべからず、此處曾て鰐魚の淵藪にして、その吞舟大のもの常に群居し、出漁の漁夫を驚殺せしと、數ば一なりしといふ。

□御埼神社

潮御埼にあり、祭神は小彦名神にして、「日本書紀」に曰く「其後少彦名命、行至熊野參見莊周參見浦より、三前郷津荷村まで、海濱十八个村浦の總産土神たりしといふ。昔は周

□静窟

昔の鹽崎莊の内にありとの傳へはあるも、今にその地を詳かにせず。

神代のむかし大己貴命と少彦名命と海邊を治め給ふ、少彦名は遂に此鹽崎にて神上り給ふといふ、其跡を拜し奉らんと思ひ、茅野原を穿れ共靜が岩屋の所定ならす。

□塩崎浦

おほなむち小彦名の居ましけん靜が岩やはいづこなる覽 西行法師

□橋杭岩

西向村大字閼野川小字橋杭の東の海中にあり、一に立岩ともいへり、陸地を路ると二十間なるを始めとして、順次海上に立並ぶと、實に橋杭を列するが如く、延長六七町間に連亘し、その數總て二十一、海底の深さ測るべからずして、而して岩の水を出ると、短きも三間を下らず、長きは八間に上るものあり、その根底よりの長さ想像するに餘りあり、杭の距離或は七八間、或は十間餘、布置宜しきを得て、直立峻拔刀を以て削り成せるが如し、謂ゆる鬼工とは是れなり、或はいふ這は太古の世

昔の橋崎莊の諸浦、即ち今の潮御崎、串本、姫、伊串等一帶の海畔をいへるといふ。小綱引みみのうけ細寄くねり愛しはさ見るしほさきの浦 西行法師

長く海面に突出せし岬の、波浪に撃碎されて残れる巖骨なるべしと、然るに平田篤胤の「扶桑國考」にはいふ、是れ太古の樹木の立ながら石に化したるものなりと、何れにもせよ奇は即ち奇なり。

橋杭巖

津田香巖

海口雲横遠渚深。危巖御比互爭雄。松生頂上鳥巢現。潮漲罅間漁艇通。天柱何時根大地。虹橋從此接遙空。杳然未入滄洲路。神怪先看造化工。

玉浦

下里村大字粉白の中程より十二町午未にあり、此所の磯に蒼白色にして粗質の大岩あり、その中より美質なる玉石出るを以て、磯邊を玉の浦とは名すけしなり、又この浦の海面に大小の巖礁の幾多突出せるものあり、是れを總じて離小島といふなり。

萬葉集

同

同

夫木抄

荒磯ゆもましておもへや玉の浦離れ小島の夢にし見ゆる
わが戀ふる妹とあはずは玉の浦に衣片しき獨りかもねむ
ぬはたまの夜は明ぬらじ玉の浦に葦りする田鶴鳴渡る也
玉の浦離れ小島の湖の間にゆふあさりする田鶴は鳴なり
汐風や遠よる千鳥たまの浦のはなれ小島に友さそふなり
たまの浦名にたつものは秋の夜の月に磨ける光なりけり
早夜ふけて月影寒み玉の浦の離れ小じまに千鳥なくなり
ねれてはず沖の鷗の毛衣に又うちがくるたまのうらなみ
ながめやる海のはてなる山ぞなき浮べる雲の離れ小島は
後白河上皇
權僧正公明
藤原爲家
平忠度朝臣
西行法師
後柏原上皇

一枚岩

明神村大字相瀬の乾にありて、古座川の淵に臨み、水を出でて壁立すると高さ七十丈餘、横幅八十丈餘、石面削れるが如く、その質黒くして滑澤あり、夫より東に石面平處あり、凸凹あるもの百丈許り、高さみな一樣にして、總て五町餘の間に聯亘す、土人之れを一枚岩と呼べり、實に海内に雙びなき大石なるべしといふ。

熊野と奥熊野との地界

昔の大田莊、西南は佐本莊にして東の方は那智莊なり今の田原、下里、上太田、下太田諸村の地にかかる所を是れとす、紀州藩の時、下田原浦の長四十一町の大邊路街道に一里塚を築き上げその地界を標示し、而して夫より以東を新宮領と稱せりといふ。

尾捨山

今の下里村大字八咫鏡野にある大泰寺山をいふ。

萬葉集

年積る尾捨のやまのまきの葉もけわしき峰に苔生にけり

柿本人麿

牟婁崎

太地村大字太地、昔の那智莊太地村の東十餘町に、灣曲せる出崎あり、往古は室崎といひ、「續日本紀」孝謙天皇の御紀に、「天平勝寶六年春正月癸丑、太宰府奏、入唐副使從四位上吉備朝臣眞備船、以去年十二月七日來着益久嶋、自是之後、自益久嶋追發、漂蕩着紀伊國牟婁崎」とあるは此所にし、後世は燈明崎と呼べりといふ。

那智の出湯

那智村大字湯川のなかにありて、大湯又は演湯ともいへりといふ、脚氣、中風等の病症に効驗ありとのと、傳へていふ古來熊野に參詣する者は、諸所にて海水に浴し身軀を清淨にす、之れを沓垢離といふ、然るに此地に到る者はこの出湯に浴す、因て之れを湯垢離といふと。

堀川百首

眞熊野の湯こりの比を指棹の拾いゆく覽かくていとなん

俊賴朝臣

錦浦

這は前に記せし赤色濱の事なり、されど是れを錦浦と呼べるとは、源平時代の頃、既に歌

の名所となせしにて知らるべし。

年歴たる浦の蟹人事問はん浪をかつきていく世過ぎにき
名に高き錦のはまを来て見ればかつかぬ蟹は少なかりぬ

西行法師

是那智濱 是れも亦濱の宮の南續きの海邊なり、碁客の珍重する那智黒といふ石はこの濱より出づ
光瑩滑澤黒きこと漆の如く、製造によらずして自然その法度に適へりといふ。

喜多院入道二品親王家五十音 略

夫木抄

はるくそ那智の濱路を過てこそ雲と海との果は見ぬ

皇太后宮大夫俊成

山成嶋

濱の宮より東南の海中にあり、這は「平家物語」に出でたる平維盛が、濱宮王子の御前より船にて至り、岸邊の大なる松の木を切りてその面に、「祖父太政大臣清盛公法名淨海、親父内大臣左大將重盛公法名淨蓮、三位中將維盛法名淨圓生年廿七歳、壽永三年三月廿八日、那智の澳にて入水す」と書きつけ、その死を粧ふて色川郷に隠れたりとの傳へある嶋なり。
維盛澄居地の事、前の藤原盛址の後參觀

佐野

「日本書紀」神武天皇の御紀に、「遂越三秋野、到熊野神邑」とあるは是れなり、濱宮より東へ一里半、新宮に詣る御幸道の路次にして、佐野王子祠ありし所にして、佐野の岡、佐野の松原、目覺山、秋津野などといふ所あり。

萬葉集

秋風の寒さあさけを佐野の岡越らん君にきぬかさましむ

山部赤人

續古今

佐野の岡越ゆる人のころも手に寒き朝氣の雪もふりつゝ

光明寺入道
前右大臣

新拾遺

今宵もやさのゝ岡へのあき風に篠葉かりしき獨かもねん

夫木抄

嵐ふくさのゝおかへの朝露はさゝわけ衣濡れつゝぞゆく

衣笠内大臣

同

拾玉集

駒なづむ佐野の朝けに見渡せば松原遠くふれるしらゆき
さみたれは佐野の入江に水こわて出ぬ尾花や浪のうさ草
冬の日を霞ふりはへ朝たてば波になみこすさのゝ松かせ
駒とめて袖うちらはらふかげもなし佐野の渡の雪の夕ぐれ

大藏卿隆博

慈鎮和尚

中納言定家

同

御集

佐野の岡ひとりや越ねん秋の風篠の葉さやき寒き朝あけ
わすれぞよ松の葉越しに浪かけて夜深く出し佐野の月影
目覺山おろす嵐のはげしくて高根の松は寐られざりけり
藻屑ぶね秋津の浦に棹さして思ふ女同士が漕つゝきゆく

花山上皇

後鳥羽上皇

西行法師

惠重法師

三輪崎

神武天皇が狭野の岡を越ね、熊野神邑今の新宮に到り給へる時、通過し給ひたる地なり、「熊野統覽」にいふ、荒坂山、荒坂津并にこの地にあり、天皇が丹敷戸畔を御誅戮ありし所なりと、是れも亦一説なるべし、「南記古土傳」に曰く、「神武帝南方の賊虜を征し、三輪崎の荒坂山に軍し、又秋津野に陣す、日久ふして糧絶ゆ、熊野村に人あり名は千翁命、稻一千束を獻す、帝之れを賞して姓を穂積臣と賜ふ、云云、千翁命は建祇命の兄にして、而して熊野邑の神司なり」と、記して以て參考に供す。

萬葉集

苦しくも零來る雨か神之崎狭野のわたりに家も有なくに

長忌寸奥麿

同

神かさき荒石も見わす浪立ぬ何處へ行かん好道はなしに

權大納言實家

廣津野

萬葉集

三輪崎より半里、是れより又半里にして新宮に詣るべし。
山越わて廣津の濱の岩躑躅又來んまではつばみてぞあれ

新宮の事は既に前の條に記せり

飛鳥神社

四十八

熊野新宮、即今の速玉神社の巽にあり、祭神は新宮と同じ速玉之男命なりと云ふ。飛鳥の跡より早く移りゆく世をいとはぬぞはかなかり也。新宮川の中島にして、新宮并に飛鳥神社の願宮のありし所、古來毎年九月十五日兩神の祭禮に、渡御ありて、さまざまの祭式を行へりといふ。

御熊野の浦半に見ゆる御船しま神の御幸に漕めぐるなり
底の瀬に葦棹さして御ふね島神のやどりに事寄せにけり

少將内侍
同

神倉神社

新宮の東の神倉山にあり、祭神は本宮の地主の神高倉下命なり、大和の饒速日命の長子にして可與眞手命の異母兄なり。日本書紀「神武天皇の御紀にいふ、遂越狭野到熊野神邑、且登天磐盾云云」と、熊野神邑は後世の新宮城下、并に上熊野下熊野の地にして、天磐盾は即ち神倉山の事なり、この山怪巖累層して高く天に聳れ、神社はその中腹、麓より磴道を登ると三町餘の所にあり、蓋し高倉下命が大和より來り居せし所なり、中世以來神社を日本第一熊野根本神藏權現と號し、新宮の奥院と稱し、俗には魔所にして天狗の棲める所といひて、昔は日の申刻を限りて、登山を禁じつつありしといふ。

熊野にまうて侍ける時かんのくらにて太政大臣一位にきわまりぬると思ひつゝけてよみ侍る。

秦人徐福墓

新宮の鳥居より約十六町東、上熊野地飛鳥社より約五町西南にあり、墓碑銘は南龍公の命に依り李梅溪の書す所、先公の遺骸をなす者あり、按ずるに徐福來朝の事は、日本通記「日本王代一覽」等に見えて、みな孝靈天皇の御世とし、又支那の古書にも往往その事を載せ、中んづく宋の歐陽脩

常盤井太政大臣

の日本刀歌にいふ所は、その三段五段にいふ徐福行時世未焚、遺書百篇今尙存、今殿不許傳中國、舉世無人識古文。人の喜んで吟誦する所たり、而もその來朝の事實に就ては、今尙史學者間の未決問題に屬せり、應安元年、本朝の僧絶海入明の時、太祖と唱和の作あり、左に録す。

熊野峰前徐福祠。滿山藥草雨餘肥、只今海上波濤穩。萬里好風須早歸。

絶海

熊野峰前血食祠。松根琥珀也應肥。當年徐福求仙藥。直到如今更不歸。

太祖

御濱。及び熊野浦

御濱は濱王子祠のありし、下熊野地の海邊の松原にして、熊野浦は新宮の地先より、奥熊野一帯の海邊をいふ、其所に木藜蘆とて葉は萬年青に似、春に芽を生じ、夏に花開き、秋に實結ぶ奇草あり、その長き莖に開ける花は百合花の如く白くして、而してその形状は神前に飾。幣束に似、又實は巫女の持ちちたる鈴の如し、故に俗に御幣草ともいへり。

拾遺集 三熊野の浦の濱ゆふ百重成こゝろと思へど只に逢はぬ鴨
新拾遺 忘るなよ忘るときかば見くまの浦のはまいふ恨重ねん
同 見くまの浦の濱ゆふ幾かへり春をかさねて霞さぬらん
熊野なる浦の濱ゆふいかにして人に夢おやかよひそめ劍
千代を経て月ぞさへさます三熊野の浦の濱ゆふ御幸重ねん
かけまくも清き心を見くまの浦の玉藻のひかりをぞ待

柿本人麿
正三位公知
舒明法師
西行法師
内大臣通親
正三位家隆

新宮城址

熊野新宮、即ち速玉神社の東の海邊の荒蕪地は是れなり、初め六條判官爲義の季子

十郎義盛 後に藏人、又の館せし所にして、鳥居禪尼 鳥居の女にして、若き時には田鶴腹の女房といひ、初め熊野第十八世
 蔵に嫁して行快、延暦等數ハチ子を産めり、も亦此に居れり、既にして十郎が高倉宮に召されしまま、遂に歸らざ
 女行家の姉にして頼朝、義朝、義仲等の嫡也
 るに及んで、その姉婿の熊野別當行範なるものより行快、範命等以下、數世の熊野別當此に館せり、降つ
 て天正文祿の交に至り、堀内氏虎なるもの 堀内氏は一世に熊野別當湛靜の後といひ、又藤 新宮の地に起り、その
 故址を修めて之れに據り、隣國志摩の一部を割取して、威勢を奥熊野に振ひたりしが、慶長五年關ヶ原
 の役に西軍に與せるに因て家亡び、尋で紀伊一國淺野幸長の封土となるや、幸長その老臣淺野右近を遣
 はし、新宮城を修築して居らしめ、以て奥熊野の治を管掌せしめしが、既にして淺野氏は安藝に轉封さ
 れ、新國主の紀州家若山城を治所とするに及んで、國老水野出雲守重仲家邑を奥熊野に受けて新宮城に
 居り、而して之れを重良、重上、重期、忠昭、忠興、忠嘉、忠啓、忠央、忠幹に及ぶ子孫十代に相傳し
 たるが、忠幹の時諸侯の版籍奉還の事あり、この時城は田邊城と同様に廢毀せられしなり。因にいふ、
 新宮城は一に丹鶴城と稱せしものとて、その謂を問へば輒ち答ふ田鶴腹の女房即ち鳥居禪尼の在俗の名の居住せ
 しに因れりと、この言甚だ附會の説に似たり。

□新宮古戰場 新宮湊の邊をいへりといふ、治承四年、新藏人行家の黨熊野別當鳥居法眼行範が
 源氏の爲めに、當時平氏に與力せる田邊別當湛増の兵を邀撃して走らしたる所なり、その戦況は「平家
 物語」源氏勢揃の條に見へたり。

第三 下 編 (南牟婁及び北牟婁郡の編)

□尊秀王。忠義王。並に尊雅王御遺蹟 史料の示す所に據り、史編の載する所に據れば、

名譽大賞受領



當社アサヒビールは主として本邦産の大麥を以て醸造し曩きに日英

大博覽會に於て名譽大賞を受領し今や世界を通じて醇良

の絶品たることを證明せられたり

宮内省 御用達 釀造元 大日本麥酒株式會社

銘酒武夫



醸造本家

醸造場
醸造元

紀伊國內海五二、五四、五六、七一番地
濱田周次郎商店 特設電話 一七番

○紀伊の南龍公が平生好んで吟誦し旗下八千の士族に武士道の要義として訓諭したまひたる
武夫が櫻狩して歸るにも
やさしく見ゆる花靉哉
こいふ名歌の心を思へば南海の健兒がいかにかにわが銘酒武夫を愛飲せらるゝかの事に想ひ到らざるを得じ嗚呼さてもこの名歌の心の如く清冽にして芳香に富める銘酒は醸造界の寵兒濱田武夫その者也

尊秀王と忠義王との遺蹟は即今の南牟婁入鹿村大字大河内 往昔の牟婁郡入鹿村大河内村 にあるべし、即ち大河内は忠義王の御坐所ありし地にして、而して又尊秀王の御駐駕ありし所と推考せらるゝ、尊雅王の御遺蹟は亦同郡神川村大字神山 昔の牟婁郡北山郷神山村 にあり、爰に忠義王が色川卿惣中へ下し賜ひたる令旨あり、本昔は色川村清水氏の所蔵なりしが、今は郷中の八幡宮に納むといふ その文にいふ、
忠義 (御書判)

色川卿者即

先皇由緒之地也、其龍孫鳳釐、己幸大河内之行宮也、早馳參

錦幡下、可致軍忠、然者可有恩賞者也

天氣之趣如此矣

乙亥八月六日

色川卿惣中

と、文中の謂ゆる龍孫とは忠義王の御自稱にあらずして、必ず御兄尊秀王を指し奉れりと推考し奉れるが、その先皇とは誰某天皇を指し奉り、由緒とは如何なる因縁、又この令旨を下し賜へるは如何なる時なりしかとい事は、後の考説に譲りて、先づ右の尊秀、忠義、尊雅三王が熊野に御事蹟を遺し給へる御來由を記述し奉らん、「殘櫻記」に、

尊義王比叡山にて失はれ給ひし後、其第一の御子尊秀王、第二の御子忠義王を南方の宮方の武士等取立奉りて、北山の内大河内と河野谷とに置き奉り、南方宮と稱して、舊の南朝の皇統に復し奉らんとて企けるに、長祿元年丁丑十二月、赤松の一族詐謀を設けて兩宮を弑し奉れり、然れども南方の宮方

郷民等と共に赤松の黨類を追討ちて神璽を取返し奉り、猶も尊義王第三の御子尊雅王を取立奉り、神璽を奉りて十津川に安置し奉りぬ、明る二年寅二月、吉野の奥に御坐所を構へて選しまゐらせけり、此時赤松の殘黨小寺性説、小河中務少輔、間島、衣笠等相謀りて宮の御在所を襲へて選しまゐらせけり、を遁れ給ひて、又十津川に遷り給ふ、小寺等續きて追掛て殿しく攻けるに、八月二十七日の夜、其所を攻破られ、宮も痛手を負給ひて北山なる高野の上、高福寺に遁れ坐ましけるが、御創の橋重りて、遂に其所にて薨じ給ひぬ、高福院と諡奉りけるとぞ、此寺のわたりに葬め奉れるなるべし、さて又神璽は固より御事なく坐しければ、此時小寺性説等が手に守り返し奉りぬとあり。

そもく右「殘櫻記」に御名を記せる尊義王は、南朝後村上天皇の皇孫なり、御父は後村上天皇卅五の皇子にて、後龜山天皇の皇太子に立させられたる故小倉宮泰成親王とす、又は後龜山天皇の皇子實仁親王にして、御母は大納言守房の女なりといふ、後説に従へば王は後村上天皇の皇曾孫に當らせらる 初め小倉宮と稱して、武家より小倉殿と申せしなり 山城の嵯峨におわせしが、稱光天皇の崩後、足利氏が元中講和の主要條件たる兩統南朝の皇統 北朝の皇統 遞立の約に背き、後龜山上皇の皇子實仁親王 也といふを立てずして、當時伏見におわせし貞成親王後伏見天皇 第一の王子彦仁親王を立て、尊號後花 たるを憤らせられ、稱光天皇の崩御あるや皇子おわさりしかば、後小松上皇の御心決定し給ふ所なく、のみすて、世をつく竹の末は伏見に、といふ一首の和歌を詠じて、養父なせしは、上皇乃ち御心を決して伏見宮を皇嗣に定めさせ給ふに、一併葉記といふ書に見ゆ 峨嵯より伊勢に走り、國司北畠滿雅に頼りて兵を起し、守護土岐持頼を攻めて敗戦し、滿雅陣歿なせしかば、王には復た嵯峨に歸らせられ、御落飾ありて洛東の萬壽寺孤海和尚の徒弟となり給ひ、法名は空因、金藏主と稱しておわせり、時に嘉吉三年、京都にては將軍足利義勝新たに天薨して、人心洶洶たるの時を機として、元の南朝の遺黨、公卿にては日野右少辨邦氏朝臣、武臣にては楠二郎正秀、正勝の遺子といふ 越智伊豫守通頼、熊野、北山、十

津川の間に潛居伏在せる義徒三百餘人を率ゐて、潛かに京に入り、邦氏朝臣の一族日野有光か東洞院の館に會し、夫の金藏主の尊義王を萬壽寺より迎わ奉り夜に乘じて大内を襲ひ、是年九月二十三日の夜なり 三神器を取り奉りて比叡山に上り、三神器の内、神鏡は當夜附門の武士の爲めに奪還され、神劍は途に遺棄し、獨り神璽のみを捕し、奪れるなり 根本中堂に據りしが、足利氏の管領畠山基國の軍兵の來り攻むるに會して、衆寡遂に敵せず、楠、越智以下の將士大半戦死し、尊義王も自殺を遂げ給ひたれば邦氏、有光以下之れに殉せり、この時生存者の神璽を以て遁れたるもの、王の遺王子の尊秀王、忠義王御兄弟二方を奉じ、奥熊野と北山との兩方に置き奉りて、馳て復た南朝興復の兵を起せしなり、時は蓋し翌る文安元年嘉吉四年二月五日改元 の春の事なり。

右は専ら「殘櫻記」、及びその他の史籍に據て記す所なるが、近ごろ大和の吉野郡龍門の人林一成の著はせし「南朝遺史」に據れば、當時比叡山に御生害ありしは、後龜山天皇の春宮に立たせられたる故小倉宮實仁親王第二の御子泰仁王、出家し給ふて山階勸修寺座主尊聖大僧正の徒弟權大僧正教尊、還俗し給ふて瀬忠王と申せし御方にて、尊義王にはおわさず、尊義王は實仁親王第三の御子、初めの御諱尊忠、出家し給ふて萬壽寺孤海和尚徒弟金藏主と申し、この時は近江の甲賀郡に、故上野宮説成親王後村上天皇第二の御子なり 大僧正前圓滿院門主 と同じく潛んでおわせしなり、又楠二郎正秀も戦死せしにあらす、瀬忠王御生害の後、神璽を負ひ奉りて、橋本兵庫助と二人、比叡山を下りて尊義王、義有王の潛居し給へる御所に至り、二王を迎へて吉野に入れ奉り、尊義王を南朝中興王と稱し、義有王を南朝新王と稱し、年號を天靖と建て、嘉吉三年をその元年となし、吉野の奥十津川の新御所に置き奉り、楠二郎、橋本兵庫助を始めとして、吉野八旗頭、莊司、公文黨及び熊野八莊司の武士等、みな鐵石の心を以て之れを守護し奉れるなり。

憊て又この事を聞て、諸方より十津川の新御所に馳せ参する南朝の舊公卿、并に舊功の武士には、洞院右少辨實澄入道、葉室侍従光朝入道、越智三郎、宇野十郎、恩地七郎、贊川左近將監、福塚小太郎、同孫四郎、湯淺掃部助、眞木孫三郎、和田三郎左衛門正頼、同小次郎等以下、その勢二千餘人、翌天靖二年嘉吉四年、改元ありて文安元年には既に三千餘人に及びしかば、是れを南朝興復の時機の到来せしものとなして、その翌天靖三年、文安二年義有王を征夷大將軍に奉じ、楠二郎、和田兄弟、恩地七郎、湯淺掃部等、その勢一千六百餘人、京師を攻取らんとして、十津川より山越に紀伊の在田郡に出て、阿瀬川の古城、又の名八幡城に據り「南朝遺史」は「日本外史」に據りて八幡城を山城の男山にありとせざるは大なる誤也紀伊の大半を服し、進んで和泉を従へんとして、京都より馳せ向へる畠山持國入道、細川勝元山羽守、佐々木高前宇都宮群土岐某等の軍勢二萬餘の兵を邀ね戦ふと三十餘度、將士最も戦に力めたるも、衆寡遂に敵せずして楠、和田等將軍の宮を奉じ、八幡城を棄てて湯淺城に退き籠れり。

湯淺城は熊野古道謂ゆる御幸道に沿へる青木にありて、曾て湯淺權守宗重が平忠房丹波の侍従と稱し、小松重盛の末子なりを保護し、鎌倉勢を邀ね戦へる古城なり、南方宮方の將士義有王を奉じて之れに據り、復た京軍と戦ふと十月より十二月に及びて、士卒多く討死し、殘兵僅かに五百に過ぎざるに、京軍は雲霞の如く彌が上に攻重なり、その危機既に且夕に迫りて、遂に義有王御最期の血戦とはなりぬ、その時の戦況を「南朝遺史」には、

二十三日、和田三郎右衛門を宮の護衛として守らしめ置き、楠二郎は兵を魚鱗に備ね寄手の大勢湯巻く中ね斬入り云云、卯の刻より未の刻に至る十七个度の戦ひに、五百騎の南兵僅か五騎に討なされ、楠も薄手六个所受け云云「最早此度の戦ひ御聖運開くと及ばずと覺へ候、御供仕るべし」と申上けれ

ば義有王「汝等累代の忠烈何事か之れに如くべき、斯く子孫に至る迄の志、先々帝に達し候べし、汝も共に決く討死し、先皇の御恩を泉下に報ずべし、逆も死す命なれば今一應戦ふて討死せん」と仰せける云云、宮には御馬に打乗り給ふ、楠二郎、和田三郎左衛門以下の殘兵、宮を奉じ渦巻く敵中へ馳入る云云、宮には四个所まで傷を負はせ給ふ所へ、流れ矢に中り落馬し給ふて自害（年四十一）和田、義有王の御自害を見遂げ、敵に引組み討死す（畠山四郎なるもの宮を始め宗徒二十四人の首を取る）楠二郎一人となり、敵將見かけ一騎討ちす云云、二郎は思ふ程軍さし、今は是までと大音あげて、楠正成が玄孫楠二郎自害せんぞ、寄手は首を取れよと呼はり、鎧脱ぎ捨て肌押し脱ぎ、腹十文字に掻切り自殺す云云

と記せり、「殘櫻記」の記す所と相似たり。

さて又尊義王には、この時猶十津川の御所におわせしが、義有王が湯淺城にて御戦死、楠二郎以下の諸將士盡く之れに殉せりと聞しめされ、御身も亦危きに瀕せりと思しめしてか、獨り神璽を奉持し、御子尊秀、忠義二王と、遺史には尊秀、忠義の二王は御一腹の御兄弟にて、御父尊義王が近江の甲賀郡に御滞在申に、武内の末裔なる山都の女に生れ給へる所の由に記せるも、紀伊にある史料の類には忠義王と尊義王との御母は色川盛氏の女と記す、われ等は此の方に従ふを是と信す吉野川上に遁れ給へるを、郷中の武士等御父子を入の波の在所より三里許りの深山幽谷の中の三の手といふ所に三の子といふは三の皇といふ意にて尊義王御父子の三王御坐所の地也し故にいふ置き奉りしに、纏て神璽を尊秀王に授け給ひ、自ら太上天皇と稱しておわせる中、南方の天靖十三年後花園天皇の享徳四年二月五日、御年四十五にて薨じ給ひしかば、即ち三の公山に葬むり、高福院と謚し奉り郷民その尊靈を神に祀り、三の公大明神、又た三の子八幡宮と崇め奉れりといふ、果して然らば尊義王には、大和の吉野郡川上卿の山奥にて、御無事御無難に天壽を終へさせ給ひしなり。

是れより尊秀王、忠義王、尊雅王の御事歴、及びその御事蹟に就き記述する所あらんに、先づ「殘櫻記」には尊秀、忠義の二王を北山の内、大河内と、河野谷とに置き奉れる由に記せるも非なり、正しくその地理を見誤れるものなり、そもく北山とは一個の郷名にして、中古の最初郷名を定められし時より、中ごろ南北朝の時代を経て、室町時代の中期、或は殆どその季世までも、紀伊の牟婁郡に隸して、地は奥熊野の北疆、姥峰の南麓の邊まで續きたるに、姥峰以南の北山郷の地が、曾て奥熊野の北疆にして、紀伊の牟婁郡に隸したるべしといふ。按ずるに車僧の開山する興泉寺は姥峰の南麓、高瀬村の東の泉と云ふ所にありしか、今は廢滅して舊址のみ残り、又興泉寺は高瀬の西の四野村、今は四原村の大字四野にありて現存し、吉野十八郷の一人は今に至るまでも同寺を南帝王の勸願所と傳へつゝありとの事なり。その後何時か年曆不明の間に、北山川以北のその地が大和の國に混入し、江戸時代を経て、明治の現代となりても、郡村の分割廢合前までは、大和の北山莊と稱して吉野郡に隸し、吉野山の東にありき、即今吉野郡の上北山村、下北山村は是れ因て江戸時代の和國全圖と紀伊國全圖とを披ひて、彼の吉野郡の線界の内と此の牟婁郡の線界の内とを仔細に閱するに、何れの北山郷にも大河内といひ河野谷といふ地名はなし、但其他の郷莊の線界の内に見れば、之れと同じ地名亦相似たる地名はあり、即ち大河内が此の牟婁郡の入鹿莊にありて、彼の吉川野郡上莊に神之谷あり、又河野あるを是れなりとす、蓋し神之谷は尊秀王御遺害の後、郷中の武士等が王の御首を葬むり奉れる地にして、河野は忠義王の御坐所ありしとの舊き傳記ある地なり、然るに夫の「殘櫻記」は、大河内を見て北山の内にありとすると同時に、河野と神之谷との兩個の地を混同して一個の河野谷とせしのみならず、是れを以て亦北山の内にありとせしは、謂ゆるその地理を見誤り、且亦その事實を考證りたるものなり。

さて又「南朝遺史」は、大河内は大和の吉野郡北山莊小瀬村、今は小瀬と椽本とを合併して小椽といふとひい、而して天靖十三年二月五日、太上天皇崩御の後、尊秀王には宮方の軍勢を驅り催はさんと、北山莊大河内の御所へ遷らせ給ふて

遁れ來て身をおく山の柴の戸に月と心をあはせとすむといふ、一首の御歌を詠じ給へる由を記し、又前に註記せる北山郷西野村寶泉寺觀音大士龜記を記せる車僧の事を記して、斯に七百歳和尚は、車僧の號なり萬壽寺孤海和尚尊義王が金藏主と稱し給ひし時の法師の舊知なるが、尊義王の上を深く思ひ參らせ、此地に伺候に來りしに、王はに既に薨じ給ふて、獨り御子の尊秀王のおわせるを見、尋ね入るこの奥山の柴の庵によも人知らし君のますとはと詠じ奉りければ、王にも

尋ね來し此奥山に隠れ家のつきやも知らし我すめるとはと詠じて返歌し給ひぬといひ、而して忠義王は河野の御所に遷らせ給ひ、又尊雅王は忠義王の御同母弟北山莊の口の殿におわせる山に記せり、但し北山莊の口の殿とは紀伊の牟婁郡北山郷の事なりといへるが、北山郷には村數十六个村ありしにその村名を指さざれば、何れの地に王の御坐所ありしとも定め難しとす。按ずるに、「南朝遺史」が大河内の地を、大和の北山莊小瀬村傳は高瀬村と傳すなりとしたるは、全く考據なき説なれば、固より從ひ難しとする所なるも、而もその北山莊の高瀬村遺史に記す小瀬村なりに尊秀王の御坐所ありしは、「紀伊續風土記」の纂修員たりし仁井田長群、仁井田好吉の子通稱源一郎加納諸平通稱兵部合著の「大壘山登嶺記」に載せたる、

高瀬村に南帝山龍門寺といふ寺あり、此寺は尊秀王の御開基の由にて御位碑あり、當寺開基南帝王一宮自天勝公正聖佛とあり、王此所に住給ひて讀ませしとて、寺傳に残れる歌

のかれ来て身をおく山の柴の戸に月とこゝろをあはせてそすむ

龍門寺に王の御遺物なりとて古き香爐、花張、燭臺等あり云云

この記事は合致すれば、取て疑を容るべき餘地は無からん、因て又按するに遺史の編者が高瀬の地を大河内となせしは、「殘櫻記」に記せる大河内の地が紀伊の入鹿莊の内にあるを知らず、ただ尊秀王の御坐所が大和の北山莊の高瀬にありしより、遂に彼此れを混同して、附會の事を記せるにはあらざる乎。右に就き頃日之れを吉野川上の人に聞くに、小椽に昔の小瀬の地自天王尊秀王の臨幸の黒木の御所ありて、中寺といひたりと、因て又按するに夫の龍門寺は、最初は正しく尊秀王の御坐所なりしに、王が此所にて賊の戕害に遭はせ給へる後、郷人等その御跡を紀念し、且は又王の御追善を營み奉らんが爲めに佛寺とせしを、後世の郷人等傳へて尊秀王御開基の寺といひしなるべし、而して又之れを中寺と稱せしは、前の本文に註記せる車僧七百歳和尙建立の興泉寺が、小瀬より東の泉村にあり、又南帝の勅願所と傳ふる寶泉寺が、小瀬より北山川を隔てたる西にありて、龍門寺は恰もその中間の所にありしに由れるなるべし、然るに又龍門寺の事を「南朝遺史」には瀧川寺と書し、而して寺の本堂の上に、南帝王一宮自天勝公正聖佛、この御靈牌建てりと記せり、但し龍門寺を瀧川寺とせしは、寺の東に高さ二十丈の瀑布ありといへば、之れをその地形に象りて、昔より愆くは呼び來れるものなるべし。

大和の川上莊に於ける古來の傳説、及び「南朝遺史」の記す所に據れば、尊秀王の御坐所は北山莊の高瀬村にありて、その御墓所は川上莊の神之谷にあり、又忠義王の御坐所は川上莊の河野にありて、その御墓所は亦同じ地にある事、何れも右に記すが如しとす、但其れ忠義王の御坐所が川上莊の河野にありしといふに就ては、猶考へたる説あるも、その事は後に記述するとして、是れより忠義王の御坐所が

紀伊の入鹿莊大河内にあるべく、而してこの地に尊秀王并に忠義王、の御遺蹟あるべしと推考せし理由をいはんに仁井田長幹大河内を以て忠義王御座所の地となして、その著一節居雜記に記したり、そも、忠義王はその御弟にておわす尊雅王と同じく、

色川郷、今の東本妻郡色川行那智山の麓也の豪族色川兵衛尉盛氏の女の生み奉れる所にして、遺史には尊秀王、王忠義は御母兄の甲賀郡に御座在中、武内の末裔山部なるもの女に生ませ給ふ所の如く記せらるるも、而も同史に註に尊秀王の御座所を永享十二年庚申二月五日、忠義王の御座所を文安三年丙寅二月二十五日と記しありて、尊秀王御座所の長祿二年には王の御座所は既に十九にならせ給ひたれども、忠義王の御座所は僅かに十三にならせ給ひたるのみ、而も文安二年は、御父尊義王の既に吉野へ御遷座の後なれば、近江にて生れ給ふべき様なし、且つ御年も御兄王と七ツも違ひ給ふて年歴に合はざれば、遺史の誤は取るに由なく、依つて紀州にて見る史料に據て、言盛氏とは御外祖孫の御血縁あれば、乃ち之れに頼り奥熊野の武士を召集の給はんの御思召立ちにて、大和の北山の高瀬の御所なる御兄尊秀王と謀られ給ふて、獨りこの大河内へ御動坐ありしものと推量し奉らるるなり、但しその年月は輒かに考へ難きに似たるも、而も初めに載せたる王が色川郷の郷兵を召し給ふ令旨の干支、并に次に載する那智權現の御寶前へ納め給る御立願書の干支より推して、

謂ゆる南帝の天靖十三年後花園天皇の辛徳四年乙亥の夏の比か、或はその秋の初めと考へらるるなり、恁て又尊秀王にも大河内に成らせ給へるとは、右にいふ令旨の文の、「其龍孫鳳葦己幸大河内行宮也」を以て疑ひなしと考定す、龍孫とは尊秀王を指し奉れりとの考説既に前に記せり故にいふ尊秀王と忠義王との御遺蹟は、當時二王の御坐所、今の南牟婁郡入鹿村大河内昔の牟婁郡入鹿村大河内村にあるべしと、令旨に先皇とあるは後村上天皇を指し奉り、又由緒之地とあるは、夫の色川郷は、是れより先き後醍醐、後村上の兩朝、元弘、建武、延元、興國の際に軍忠を抽んでたる色川氏の一族一黨、并にその郷兵等が子孫の住する地といふ事、色川改め清水氏の宗條に據る兼ては忠義王と御外祖孫の血縁ある色川盛氏の居る地といふ事を、暗に含蓄したるものと見て不可なからん王が那智權現の御寶前に納め給へりといふ御立願書は、那智山寶方院の所藏、今は同山夫須美神社に納むといふ

立願之事

- 一 御遷宮之事
- 一 御領寄進之事
- 一 毎年の御代管可有參詣之事
- 一 御劔
- 一 神馬

右所願成就之時可有其成敗者也

乙亥七月十八日 忠義

〔御書判〕

熊野權現那智御寶殿前

右の如し。

忠義王御書判の令旨は、その色川郷惣中へ下し賜へるもの外、「紀伊續風土記」に収録する所は

南方王業之事、來秋必定可有其企候、早不忘先皇之宿恩、任其勝敗之旨、可有出陣、然者依勳功可領恩賞者也

六月十五日

忠義

〔御書判〕

湯川豊之亟館

にして、又竹原新兵衛館宛のものあり、同文なり、按ずるに忠義王御書判の同文の令旨は、當時奥熊野の諸豪族へ下されしもの數通ありしならんに、「續風土記」に収録せし所は僅かにその一二通に過ぎざるは、歲月經久の間に散逸して、同記纂修の頃には、何れもみなその所在を失へるなるべし。凡そ右の如くにして、而しその令旨が悉く熊野、殊に奥熊野地方の豪族にのみ下し賜へるものなること

を知るときは、いよく以て忠義王が南朝興復の御事を、奥熊野の豪族郷士等に御倚頼なされて遂げ給はんの御思召立ちにて、大和の方の北山にも又十津川にも遠からざる奥熊野の中央、入鹿の大河内に坐せし事を推量し得らるべしとす。

さて忠義王には、右に列舉せる古文書に見ゆる如く、之れを神明に御誓願を立て、地方の豪族に御倚頼をなされて、只管南朝興復の御事に御焦慮あらせられしかども、時運は之れを奈ともし難きものあるを御覽じありてか、尊秀王には一旦北山の小瀬の御坐所に遷らせ給ふて、居ると未だ二歳にだもならざるに、南朝の皇胤滅絶の時節此に到來して、哀ひ哉尊秀王には長祿元年南方の年曆より推せ、は天朝十五年に當る十二月二日の夜半、是れより先き詐つて王に奉仕せる間島彦太郎、上月満吉、中村貞友、同次郎、上野小次郎、平瀬彦左衛門、同小太郎、小谷與治等、何れも足利氏の叛賊赤松満祐が殘黨の毒刃の下に、敢なく御命を殞させ給ひしなり。

尊秀王御遭害の事に就ては、吉野川上の人之れを子孫に言ひ傳へ語り継ぎて、今も一人遺忘せるものあらざるが、夫の「南朝遺史」之れを湊合して、

十二月二日大雪降積る、其夜子の刻行在所を襲ふ、既に寢殿に忍び入るの物音せり、其夜の宿直眞木彌三郎、新谷右馬助、高安藏人等、直に王を保護し奉らんとす、最早寢殿へ亂入のものを見るより、二人許り斬伏せる間に、數十人一時に逆黨亂れ入るを斬拒ぐ、其間に王、御枕の御太刀を執り給ふて賊を斬拂ひ給ふに云云、宮の御太刀先き御殿の長押に懸り、傷を負はせ給ふ云云、中村宮の御頸を取り奉り、傍らの神寶の御辛櫃を奪ひ、數十人二手に分れて逃去る云云と記し、而して吉野十八郷、熊野八莊司より上れる宮の伺候人、並に川上郷の六保、四保、七保の莊

士等二方に立分れ、熊野路と吉野川上とを指して逃去る逆黨を追撃し、一方吉野川の澗、追村、寺尾村を下る鹽谷村の地方にて、同村の郷士大西助五郎といふ強弓の達人、逆黨の首領中村貞友を射屠し、その他の郷士等餘賊を屠殺す、（註）鹽谷村に莊司補將監なるものあり地方の豪族なり當時病臥なりし、赤松の逆黨が三日の夜、雪の降る中村といふもの北山へ忍び入、昨日の夜、勿休なくも南帝を害し奉り、手勢漸々十餘人、神器御頭を持ち京都に歸らん、今夜鹽谷村に泊る、是迄南朝に隨ひ今赤松が計略にて御命を失ひ口惜き次第なり、其上御首を京都へ渡すと逆黨至極なり、逆黨を忘れずべし云云なり、（註）鹽谷村の名々川の下へ廻り、鹽谷村に向ひて集まり逆黨を夾み撃つて討取り、神器を取返し、弟宮へ之れを奉る朝遠史の註に記せり、（註）而して尊秀王の御頸、（註）醫中に埋めあ、を始め奉り、その御兜、御鏡、御太刀、御長刀等を取返し、（註）神器は逆黨一人討滅されたるもの之れを懐にし奉り、白矢村の字アソノコ時を越、（註）而して御頸は神之谷村、（註）川上河野谷に是れ乎、（註）山つたひに宇陀郡に出で落つとあるが「種樹記」には一旦取返し如く記せり、（註）而して御頸は神之谷村、（註）川上郷中の士民、毎年十二月一日、二日、及び二月五日奉幣、御饌御酒を獻供し祭典を行ふと今に至るも飲くとなしといひ、猶又附言して明治十五年、朝旨に依りて尊秀王の御墓と定まり、此際金剛寺の廣庭に、故小松宮親王の篆額、東久世通禧伯の撰書の碑を建つといへり、因にいふ、又之れを吉野川上の人に聞くに、當年與熊野、及び北山、川上等諸郷の宮方が赤松の逆黨を追討して奪還し奉りたる尊秀王の御遺物は、現今も川上の七保、四保、六保の諸村に分けて保存し奉れるが、その内にて御兜は七保に人知、白屋、高城、追、北嶺谷、寺尾、大瀧、西川、東川の九个村、御鏡の兩袖は四保に、（註）井戸、武木、下多古、（註）御鏡及び御太刀、御長刀は六保に和田、柳尾、中興、瀬戸、上多古、神ノ谷、（註）白川渡、井光の五个村、（註）而して七保に保存し奉れる御兜は、前年來吉野宮の御祭禮の時當年の宮方武士の子孫、その他の郷士等、何れも十六菊紋章の麻上下を着用して之れを奉戴し、勅使の行列に隨ひ、宮の廣前に置き奉りて參拜する例となれり云云と、（註）金剛寺の廣庭に建てられたる自天王の碑の全文は、

自 天 王 碑

大和吉野郡川上莊有自天王墓頃者郡中士庶胥議欲建碑以表其蹟謹按舊誌王諱尊秀稱自天王一稱北山宮父曰萬壽寺宮爲 後龜山帝曾孫王幼在伊勢逃禍民伍後徙大和北山莊龍泉寺擁神璽凡十有五年嘉吉之變赤松滿祐伏誅國除其遺臣中村貞友上月滿吉等欲建功以興復主家乃詐來仕漸得昵近長祿元年十二月二日夜乘大雪襲殺王持王首及神璽而去至伯母谷阻雪土人因要擊之鹽谷村人大西助五郎射燈貞友餘賊委王首於途獨懷神璽而逸乃葬王于神野谷金剛寺域中諡曰高福院建祠宇每歲二月五日及十二月二日行祭典至今不渝云夫赫赫皇孫瓊尾流離僅保生于深山窮谷而卒斃于賊手何其慘也抑南北同一帝統也自祖宗觀之何有彼此之分而論者或以南北講和之後帝統歸一故抗京師者舉以爲賊嗟是視其外而未察其內也夫足利尊氏之立光明帝實辨髦之故約兩統更立而再違之專橫恣睢莫復所忌憚是忠臣義士之所以痛憤切齒而擁其皇胤抗京師者欲誅除逆臣以匡復朝廷耳乃目以賊而不察其深心苦行豈可謂通論乎哉 今上皇帝復興祖業總攬乾綱於是列朝之宿憤始消自天王之冤魂得伸矣而終始竭心於 朝廷損身於王事子孫遵守遺訓以至今日者莫吉野郡士庶之若焉則今日建碑之舉蓋有非偶然者乃系之以銘曰

- 鬱彼南山 群峰巖巖 境險人忠 四朝託蠟 維王再續
- 擁護神璽 于彼窮谷 嗟乎慘矣 兇奴碎玉 大雪漫天 山崩鬼哭
- 天運有數 往者必復 聖皇斯出 旋轉坤軸 於戲皇孫 奮勵卓卓
- 豐碑爰銘 千歲流覆

陸軍中將二品勳一等小松彰仁親王題額
元老院副議長正三位勳二等東久世通禧撰并書

然らば忠義王には如何に成られ給ひたるか、「殘櫻記」には御兄尊秀王と同じ御運命の下に御身を殞させ給ひたる如くに記せるも事實は然らずして、初の暫くの間は、大和の北山莊の高瀬に於ける御兄王の御坐所におわせしが、應て紀伊の入鹿莊の大河内に遷らせられ、この地の御坐所にて一二年が間、南朝興復の御事に只管焦慮あらせられしが、當時この御坐所に御駐駕中なる御兄王が、時運の奈何ともし難きものあるを御覽じ、一旦高瀬に還らせ給ひしより、王にも亦同じく高瀬に還らせられ、空しく深山幽谷の中に、又一二年を過させ給へる折柄、忽ち長祿元年十二月の賊害に、御兄尊秀王が御殞命の事あるに會させられ、その際王には御幸運にして賊手の御危難を脱れさせ、一旦川上莊の河野に御隠れありて尋で高原の岡室に徙りおわせしが、その後は何事の御企もなし給ふと能はずして、遂にこの御坐所にて御病死ありしならんと考ふ。

夫れ然り、然るに夫の「南朝遺史」には、河野を忠義御の當初の御坐所の地とし、而してこの御坐所に赤松の逆黨の襲撃に遭はせられしが、伺候人等が死戦して防衛し奉れるに依り、王にはその御危害を遁れ給ふと記し、而して又その註の論には、王は北山の御難を遁らせ、高原村に隠れ坐す或は岡室御所に坐すとも記せり、是れ明かに自家撞着の言、取るに由なし、何となれば北山の御難とは、正しく尊秀王御遭害の時を指せるものにして、而して忠義王、がその時の御難を遁れ給ふて、高原村に隠れ坐す、或は岡室御所に坐すとも記せるは、王がその前より既に高瀬におわせし事を認めたるものなればなり、熟ら按ずるに遺史が忠義王の當初の御坐所の地とする河野は、吉野郡川上莊井光村の南に隣る、白川渡村の川向ひたる御靈の森が其所にして、當時尊秀王の御坐所の地たる北山莊高瀬村よりは北に當りて、登降六里と稱する姥峰の險阻を踰て猶北にあれば、その御坐所の懸隔殊に甚しく、随つて御兄弟相會し

て御謀議の事あらんにも、實際に不便の事情生せんとは言ふにも及ばざるべし、況や忠義王には奥熊野方面の豪族武士等を召集め給ふべき任に當りておわせば、その御坐所は高瀬よりは南に當りて、不斷往復使令の通じ易き、謂ゆる北山の口の殿の邊か、或は西山郷乃至入鹿莊の地ならざるべからず、因て忠義王御生涯の事に就き、自家の考説をなすと前文記す所の如し。

若夫れ尊雅王の御事に就ては、「殘櫻記」には尊秀王御遭害の後、南方宮方の武士等取立て奉りて十津川に置きまゐらせしが、翌二年長寅二月、吉野の奥に遷しまゐらせしに、赤松の殘黨の襲撃に遭はせられて、復た十津川に遷り給ひしに、八月二十七日の夜、此所にも亦賊の襲撃に遭はせられ、痛手さへ負ひ給ふて、北山なる高野の上後世神の上と書す高福寺に遁れましましと記し、「南朝遺史」には此事を北山莊の口の殿の御坐所にてありし如くに記して、彼此その一致を缺けるが、その痛手の御惱みの爲め、高福寺の御坐所にて薨去し給へりといふ事は符合せり、高福寺の字後に光福寺と書す、但しその地は神上にあらすして神山村なり、王の御墓は寺谷下番村の字赤松屋敷にある五輪の石塔は蓋し是れならんといふ、又寺の過去帳には尊雅王薨去の年月康正三年丁丑二月と記さる、但し元祿に火災に罹れる後、改め寫せしものなりといふ、この他火災前までは、王の御遺物の神鏡三神器の一に據して造られしものならんとの傳來ありなりとて袱紗にて、十二重に包める御鏡ありしが、火災後はその輪廓の殘片のみが、寺寶として藏されしと也、因にいふ、尊秀王の御諡號は、

南帝王一宮自天勝公正聖佛

と稱し奉りて、御靈牌は大和の吉野郡上北山村大字小椋の瀧川寺昔の北山莊高瀬村南帝山龍門寺の本堂の上に建てありとの事は前に記したるが、忠義王の御諡號は、

南帝王二宮忠義禪定法皇 尊儀

にして、御靈牌は吉野郡川上郷二十三个村の各寺院に、自天王の御靈牌と並べて安置し奉り、又尊雅王の、

興福院殿南天皇帝正位 尊儀

にして、是れは前に記せる神山の光福寺にあり。

神武天皇御跋涉の経路

「日本書紀」神武天皇の御紀に曰く、「既而皇師欲趣中洲、而山中

峻絶、無復可行之路、云云、果有頭八咫鳥、自空翔降、云云、天皇曰、云云、是時大伴氏之遠祖

日臣命帥大來目、蹈山啓行、乃尋鳥所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣、因號其所至之處、

曰菟田穿邑」とあり、按ずるに熊野より直ちに大和の平原に出でんとするには、後世とてもその通路

はたゞ二條のみ、即ち一は熊野川に傍ふて上り請川より本宮を経て、大和の十津川郷に入り、十津川に

傍ふて吉野山の西を行き盡し、而して上市に至る通路と、一は北山川に傍ふて上り、北山郷の桃崎より

北山川を大和の北山莊桑原に渡り、吉野山の東を又北山川に傍ふて上り、同莊の高瀬

より姥峰の峻絶を北麓の姥谷に踰ね、更に吉野川に傍ふて下りて上市に至る通路とを是れとす、然

らば皇祖には何れの路に由て御通行ありしか、頭八咫鳥は何れの方向に之れを導き奉りしか、「續風土記」

にはいふ、「桃崎より大和に赴くもの、和州北山莊桑原村に出で、姥峰を踰ね姥谷村を経て上市村に至る、

神武天皇八咫鳥の導きに従はせられ、大和國宇陀郡宇賀志村に出ませるも、此道によらせ給ふ也」と

然りこの姥峰越の道に由らせ給ひひなり、姥峰、現今は伯耆峰と世に傳へ、何となれば皇祖が丹敷戸畔を御誅戮ありし熊野の

荒坂津と、南牟婁郡荒坂村の大字、大和の宇陀の穿、今宇賀志村、とは、その方角子午相對してあるが故に、倘し西

の方十津川より行かんとするときは、その経路迂遠に過ぎ、又東の方にその道を覓めんとするときは、

大盛山の嶺大嶺紀和勢三國の境に蟠踞して前面を塞ぎ、熊徑すらも通せざればなり、然れどもその上市に

出で給はざりしとは、大和路に今も神武天皇の御通行ありしと傳ふる古道の現存せるを以て知るべし、

因て今皇祖が丹敷戸畔を御誅戮ありてより、大和の宇陀に出で給ふまで、御跋涉あらせられし経路を

考ふるに、夫の荒坂津より北山郷の小股、湯之谷、寺谷等の地を経て桃崎に至り、北山川を北に渡りて

大和の吉野郡北山莊桑原、池原、白川、河合、椽本、高瀬

を踰ね、夫より川上郷の姥谷、大迫、柏木、和田、白川渡、井光、

等の地を経て、大根峠を越ね、而して宇陀の穿邑に至らせ給へるなり、因にいふ、この姥峰越の道路は、

最近世文中天誅組志士等が横行し、又その沿道の諸村落は、志士が募兵と血戦せし所なり。

【花窟】「日本書紀」の一書に曰く、「伊弉册尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊國熊

野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭矣」と、有馬村は即今

の南牟婁郡有馬村なるが、往昔は口有馬與有馬の二个村に分れて、並びに有馬莊に屬せり、而してそ

の口は南に向へり、是れを正面として、その前に方三間許りの壇を築き、玉垣を廻らして拜所とす、謂

ゆる花の窟は是れにして、傳へて伊弉册尊の御陵といへり、さてその花の窟と名つたる所は、古來毎

年二月及び十月二日の例祭に、神職を始め、村中の男女寄集ひ、巖頭より濱松の梢に注連繩を引わたし

繩を以て作りたる旗を結つけ、而して窟前に花を供すると丘の如くにして、祭式を行ふに由るとぞ。

接するに伊弉册尊の有馬御陵は、今の學者多くは之れを偽とし、而して比婆山を以て真とす、然るにそ

の口有馬の北一町許り、木本に通ずる街道の東海岸に壁立つ巖窟の高さ二十六七間許りなるがあり、窟

の口は南に向へり、是れを正面として、その前に方三間許りの壇を築き、玉垣を廻らして拜所とす、謂

ゆる花の窟は是れにして、傳へて伊弉册尊の御陵といへり、さてその花の窟と名つたる所は、古來毎

年二月及び十月二日の例祭に、神職を始め、村中の男女寄集ひ、巖頭より濱松の梢に注連繩を引わたし

繩を以て作りたる旗を結つけ、而して窟前に花を供すると丘の如くにして、祭式を行ふに由るとぞ。

接するに伊弉册尊の有馬御陵は、今の學者多くは之れを偽とし、而して比婆山を以て真とす、然るにそ

の口有馬の北一町許り、木本に通ずる街道の東海岸に壁立つ巖窟の高さ二十六七間許りなるがあり、窟

の口は南に向へり、是れを正面として、その前に方三間許りの壇を築き、玉垣を廻らして拜所とす、謂

ゆる花の窟は是れにして、傳へて伊弉册尊の御陵といへり、さてその花の窟と名つたる所は、古來毎

年二月及び十月二日の例祭に、神職を始め、村中の男女寄集ひ、巖頭より濱松の梢に注連繩を引わたし

繩を以て作りたる旗を結つけ、而して窟前に花を供すると丘の如くにして、祭式を行ふに由るとぞ。

接するに伊弉册尊の有馬御陵は、今の學者多くは之れを偽とし、而して比婆山を以て真とす、然るにそ

の口有馬の北一町許り、木本に通ずる街道の東海岸に壁立つ巖窟の高さ二十六七間許りなるがあり、窟

の口は南に向へり、是れを正面として、その前に方三間許りの壇を築き、玉垣を廻らして拜所とす、謂

ゆる花の窟は是れにして、傳へて伊弉册尊の御陵といへり、さてその花の窟と名つたる所は、古來毎

年二月及び十月二日の例祭に、神職を始め、村中の男女寄集ひ、巖頭より濱松の梢に注連繩を引わたし

繩を以て作りたる旗を結つけ、而して窟前に花を供すると丘の如くにして、祭式を行ふに由るとぞ。

接するに伊弉册尊の有馬御陵は、今の學者多くは之れを偽とし、而して比婆山を以て真とす、然るにそ

の口有馬の北一町許り、木本に通ずる街道の東海岸に壁立つ巖窟の高さ二十六七間許りなるがあり、窟

の口は南に向へり、是れを正面として、その前に方三間許りの壇を築き、玉垣を廻らして拜所とす、謂

ゆる花の窟は是れにして、傳へて伊弉册尊の御陵といへり、さてその花の窟と名つたる所は、古來毎

年二月及び十月二日の例祭に、神職を始め、村中の男女寄集ひ、巖頭より濱松の梢に注連繩を引わたし

繩を以て作りたる旗を結つけ、而して窟前に花を供すると丘の如くにして、祭式を行ふに由るとぞ。

の比婆山の所在に就ては、「古事記」の文に據て之れを出雲伯耆の國界とする説者あれば、又安藝國にありとする論者ありて、群議衆論未だ決せざるに似たり、仁井田長群會て有馬陵碑記、及び有馬陵會碑記を作りて、豫めその邊の眞偽是非を辯説せり、而してその大要は「古事記」の説を捨て日本書記の説を取れるものなり、然るに又花の窟を古き經藏とする説ありて、その事増基法師の「庵主」にも見へたり即ち

花の岩やもよまでつぎぬ、みればやがて岩やの山なる中をうかちて、經をこめたるなりけり、是はみろくほとけの出給はん世にとりいて奉らんとする經なり、天人常にくだりてくやうし奉るといふ、けに見奉ればこの世に似たる所にもあらず、そとはの昔にうつられたるなどあり、かたはらに王子の岩やといふあり、たゞ松のかぎりある山なり、其中にいとこき紅葉ごもあり、むけに神の山と見ゆ

のりこめてたつのあしを待ほどは秋の名殘ぞ久しかり覺

夕日に色まさりていみしうおかし

心ある有馬の浦のうら風はわきて木の葉も殘すありけり

天人のおりて供養し奉るを思ひて

天つひと巖をなつる袂にや法のちりをやうちはらふらん

新古今

ささ匂ふ花のけしきを見るからに神の心を空にしらる類

白河上皇

夫木集

神祭る花の時には成ぬらん有馬のむらにかゝるしらゆふ

光俊朝臣

久安百首

紀の國や有馬の村にます神に手向る花はちらしと思ふ

大炊御門右大臣

春風に梢ささやく紀の國やありまのむらに神まつりせよ

花窟

津田香巖

混沌剖分雲霧披。八洲國土始榮滋。瓊矛一降存清氣。神跡長垂現赫曦。巖窟

寄靈輝宇宙。山河布澤潤邊陲。古來底事闕豐祀。野祭聊供花數枝

□木本の鬼の岩屋 一に鬼ヶ城といひ、今の木本村の東五町餘の出崎にあり、大巖石東に向つて海面に突出し、その形屋宇の如し、その下は窟をなし、而してその平なる所二段に分れ、南の方は高くして、奥行六間、間口十間許り、北の方は低くして、奥行九間間口十九間許り、間口通じて二十九間許りなり、さて又屋宇の如き大巖石の高さ十間餘、是れに登るものは船を巖下に着け、斜に登ると五間餘にして至るべし、巖下の海水、深さ測るべからず、波濤常に荒くして、風波の恬かなる時にあらざれば船を寄せがたしといふ、岩屋の背後は村より續ける山なれど、峻絶なれば陸傳ひには至れず、實に奇絶の境なり、俗傳にいふ、昔時南蠻の夷賊等熊野に來り、近境を侵掠せしかば、田村將軍都より下りて之を討伐せしに、殘賊この岩屋に逃げ匿れたるより、遂に鬼の岩屋と呼べるなりと。

□木本の豫備倉 紀州家の時、熊野に二郡衙を置く、その一は口熊野の周參見にありて、一は、奥熊野の木本にあり、その下皆救荒豫備の米倉あり、天保五年の大饑歲に因て創建せるものといふ、その事仁井田長群の東熊野預備倉記に見へたり、維新後既に廢絶して、倉は久しく村の小學校に假用されたりとのこと。

□丹敷戸畔占領地の疆域 「續風土記」にいふ、曾根莊より以東の諸莊、上世丹敷戸畔押領の地たるも、戸畔が居りし所は考ふべからずと、曾根莊より以東は三木、尾鷲、相賀、赤羽谷、長島の五

郷にして、曾根莊と合せて六个莊郷なれば、その疆域は今の南牟婁郡荒坂村大字二木島の邊より、北牟婁郡の荷坂峠、即ち紀勢國境まで十餘里に渡れり、同記に又いふ、成務天皇の御世、熊野國造を置き給ふ時、此邊熊野國に隸す、而して孝徳天皇天下の國郡郷名を定めらるる時、此邊志摩國英虞郡に屬して大抵伊勢太神宮の神戸となる、又「寛永記」を引ていふ、「今の紀州勢州の界なる長島荷坂峠より西南、二鬼島浦堅崎まで路程十一里五町、村數四十个村、昔は志摩國英虞郡の地なりしに天正十年、新宮の堀内安房守攻取りて、紀州牟婁郡の内になりたり云云」と、二鬼島は普通二木嶋と稱し、堅崎は荷坂峠と稱すなり昔の曾根莊より東北の六个莊郷が志摩の英虞郡に屬し居たることは、「續風土記」よりも以前の書の熊野統覽にも亦見ゆ。

□荒坂。荒坂津。丹敷浦。昔の曾根莊二木島浦橋崎の邊より長島郷錦浦に至る一帯の海濱を、丹敷浦と通稱すといふ、然るに「日本書紀」に註記する又の名の丹敷浦は昔の曾根莊二木嶋浦にして、今の荒坂村大字二木嶋即ち「書紀」の本文に記せる荒坂津なり、但し是れを荒坂津といふは、その浦が荒坂の出岬に當りて津をなせるに由れり、荒坂は二木嶋浦より曾根浦へ越ゆる山道にして、二木嶋浦より五の方の街道に當れり近世の人は是れを曾根次郎坂、曾根太郎と呼べり、太郎は曾根の方よりの登りの名にして、次郎は二木嶋浦の方より登りの名なりといふ、「日本書紀」神武天皇の御紀にいふ、天皇獨與皇子手研耳命、師軍而進至熊野荒坂津、一名丹敷浦因誅丹敷戸畔者」と、即ち天皇にはこの荒坂の麓の荒坂津、又の名の丹敷浦、即ち二木嶋浦の橋崎に於て丹敷戸畔を誅させ給ひしなり。因にいふ、二木嶋浦は里浦と舊と一村にして、里浦の寅の方に浦母浦あり、その出崎は橋崎なり、又辰の方の出崎を室古明神の岬とす、海中東西長さ殆ど一里、南北の幅、狭き所は三四町、廣き所は二十餘町、四方の廻船常に茲に集まる、善澳といふべし云々と、「續風土記」に見ゆ。

□楯ヶ崎。二木嶋の湊口、阿古崎の東に續きて、大巖石の宛然楯を衝き並べたるが如くに海面に突出するあり、楯ヶ崎の名是れに由て生ぜり、浦母浦よりは海上二十一町といふ、その嶮巖千尋、數町の間には森列並立する所、怒濤來つて衝突激撃する形勢、雄大猛烈、殆ど人の氣魄を震ふの概あり、相傳ふ太古神明の戦闘の地なりと、「庵主」にいふ、

楯か崎といふ所あり、神のたゝかひしたる所とて、楯をついたるやうなるいはほともあり

うつ浪にみちくる汐の戦ふを楯か崎といふにそあり

□室古神社。阿古師神社。室古神社は二木島浦の辰の方の出崎十七町許の山裾にありて、熊野の大神を祭り、阿古師神社は浦母浦にありて、伊勢の皇太神を祭れりといふ、然るに近年に至り、是れを神武天皇の皇兄三毛入野命、稻飯命を祀れる神社なりとの説をなすものあり、何れも據なく、無稽の談といふべし。

□三木嶋。曾根浦より海灣一里許りを隔てたる所にありて、乾の方は陸地に續けり、島上に次郎神社といふあり、祭神は三毛入野命なりといふ。

新宮より伊勢の方へまかりけるに、三木嶋に舟のまたしける
浦人の、黒髪は一筋もなかりけるをよひよせて

山家集 年へたる浦のあま人事とはん浪をかつきて幾代すきにき
黒髪は過ると見わし白浪をかつきはてたる身には知まし

□錦浦。紀勢國境の荷坂峠の東南の出崎にかゝりし所にありて、昔の長嶋郷の内なり、街道筋は西

南の方三浦、道瀬、海野、長島、二郷を経て荷坂峠にかゝるなり、「日本書紀」の丹敷浦「和名抄」の志摩國二色郷、「神風抄」の錦御厨は、みなこの邊の事をいふといへり。

名に高き錦の浦をきて見ればかつかぬ海士は少なかり處
こさまつる柳櫻もなかりけりにしきの浦の春のあけほの

道命法師
中務親王

熊野通覽 畢

明治四十三年十二月廿八日印刷
明治四十四年一月四日發行

定價金四拾五錢

郵税金四錢

編輯兼發行者 內村義城
和歌山縣和歌山市北田邊町四十三番地

印刷者 井下幸三郎
大阪府大阪市末吉橋通四丁目十六番地

印刷所 浩進會
大阪市末吉橋通四丁目十六番地

不許複製

發行所

和歌山縣和歌山市北田邊町四十三番地

木國史談會編輯局出版部

眼科専門

診察

午前八時より

時間

午後六時まで

●入院随時

和歌の浦 前田眼科院

検査成績書 (寫)

一醬油



印

河盛又三郎

右本所ニ差出シタルモノニ就テ試験シタルニ
飲食物防腐劑取締規則ノ防腐劑ヲ檢出セズ依
テ同規則ニ抵觸セザルモノト認メ醇良醬油ナ
ル事ヲ証明ス

堺醬油醸造試験所

右品ハ前記試験成績書ト同種ナルガ故ニ毫モ
防腐劑ヲ混和セザルニヨリ御懸念ナク御使用
アリタシ尤モ本封印捺ナキカ他ニ開口シ若
クハ更ニ開口シテ閉塞シアルモノハ其責ニ任
セズ

和歌山市本町二丁目
河盛又三郎

發賣元 河又出張所

時計及寶石類

貴金屬裝身具

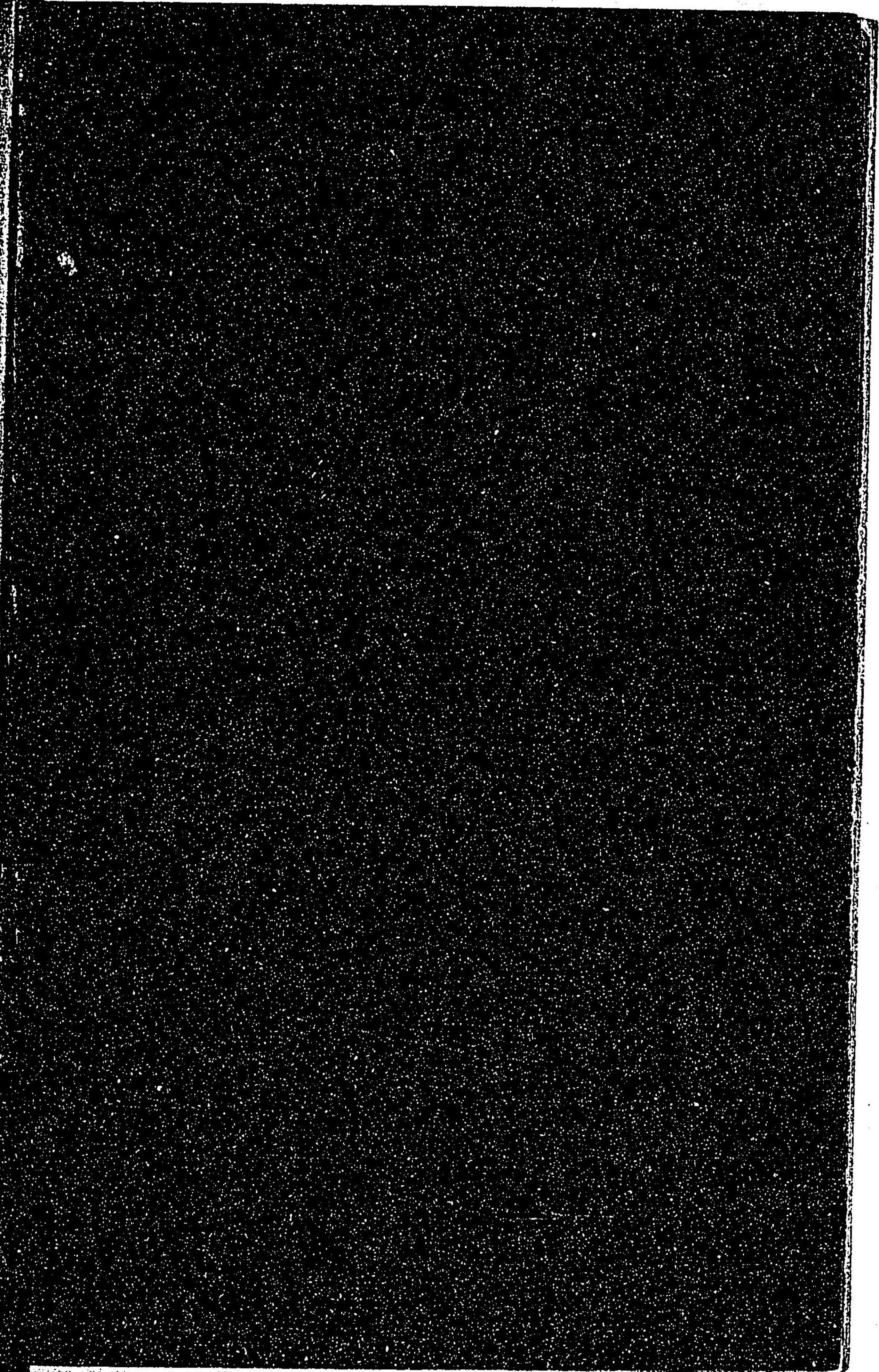
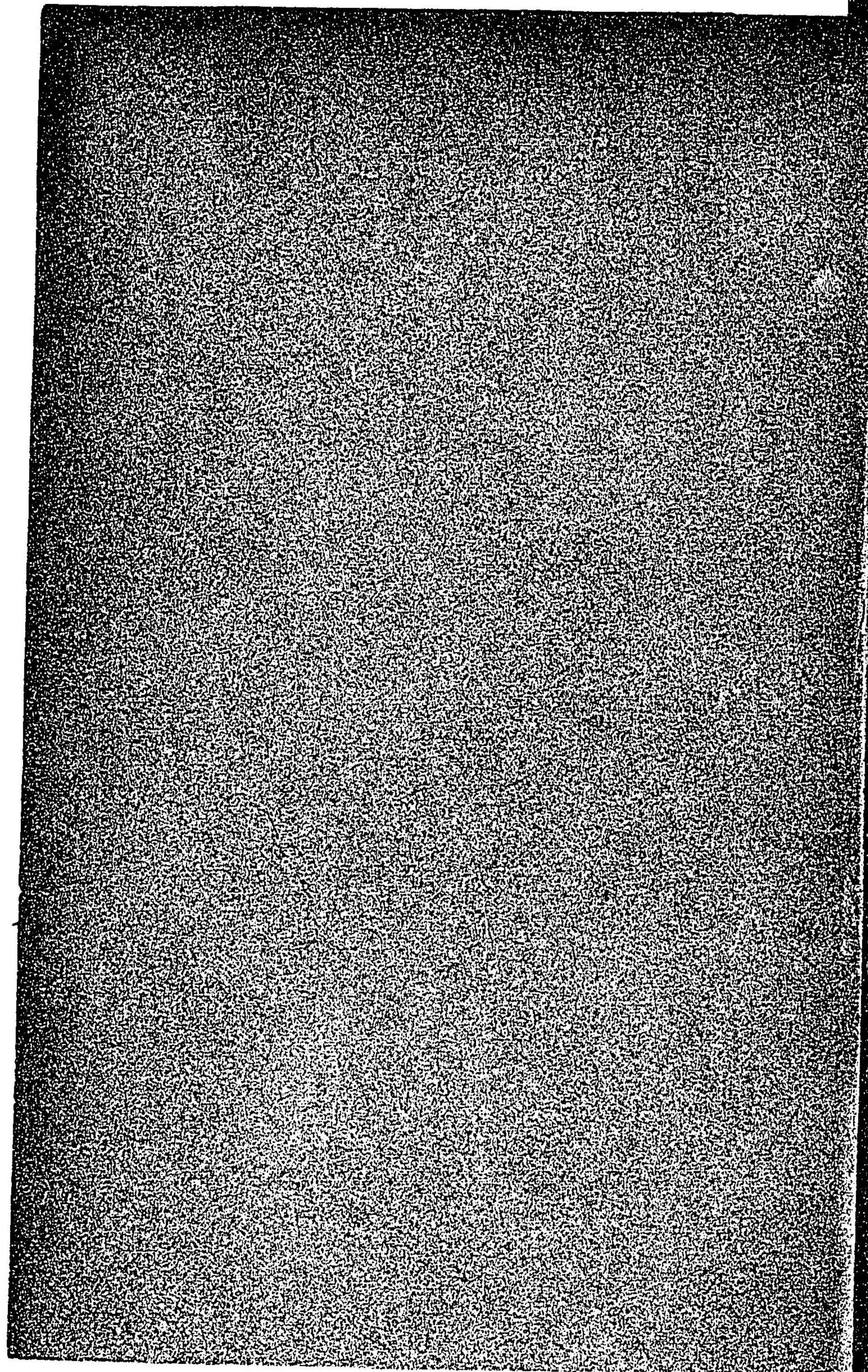
商

和歌山市本町二丁目

小笠原金次郎

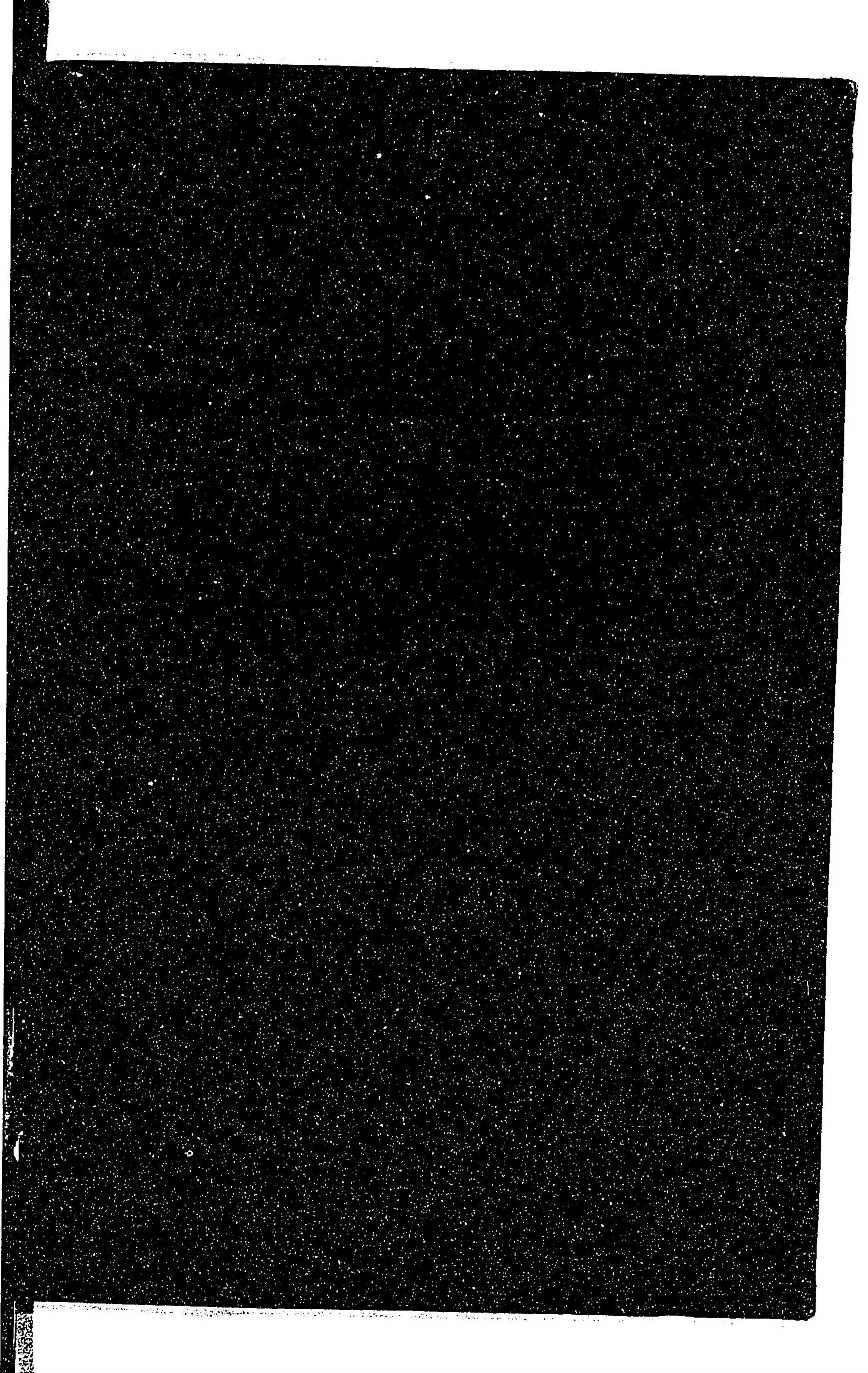
電話二七八番

327
403



327

403



327
403

025409-000-4

327-403

熊野通覽

養浩居主人/著

M44

ADC-2857



